

令和7年度 第1回 一関市地域福祉計画推進会議

日時 令和7年6月24日(火) 13:30～15:30

場所 一関市総合福祉センター 3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 民生委員調査結果について 資料No.1

(2) 第3期地域福祉計画の策定について 資料No.2

(3) 一関市におけるひきこもり支援について 資料No.3
・プラットフォーム設置について

(4) その他

4 その他

5 閉 会

(設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条に規定する一関市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し、広く意見等を聴くため、一関市地域福祉計画推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 計画の推進状況に対する評価及び提言に関すること。
- (3) 社会福祉法人が行う地域公益事業に関し法第55条の2第6項の規定により意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉団体等の関係者
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

改正文(令和2年3月31日告示第115号抄)

令和2年4月1日から施行する。

改正文(令和5年3月31日告示第130号抄)

令和5年4月1日から施行する。

地域福祉推進のための民生委員児童委員調査結果(概要)

1 目的

市では、「一関市地域福祉計画」、市社会福祉協議会では「一関市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進のため、市民、福祉事業者、関係団体との連携、協働により様々な事業に取り組んでいることから、その取り組みに対する評価などを伺うため実施するもの。

なお、実施に当たっては、市社会福祉協議会と共同により行う。

2 調査対象

民生委員児童委員(主任児童委員を含む) 390人

3 調査期間

令和7年2月～3月

4 調査方法

令和7年2月の民児協定例会で調査票を配布し、3月の定例会で回収した。

5 集計分析

集計分析は統計処理を行うものとし、岩手県立大学社会福祉学部(佐藤研究室)に依頼した。

6 調査項目

基本属性(性別、年齢、居住地域、経験年数)、福祉対象世帯数、連携機関、区内での情報交換、力をいれていきたい福祉活動、現在の活動状況、民生委員活動の課題、今後の課題、計画の評価

7 回収実績

民生委員 390人中 342人から回答を得た。(回収率 87.7%)

I. 単純集計結果の概要について

1. 民生委員の属性について(問 1～問 5)

- ・担当は「民生委員・児童委員」が 92%、「主任児童委員」が 8%
- ・性別は「男性」約3割、「女性」約7割
- ・経験年数は「3 年未満」38.2%、「3～6 年未満」31.5%、「6～9 年未満」12.6%、「9～12 年未満」11.5%、「12 年以上」5.9%

2. 民生委員の当事者支援活動等について(問 6～問 10)

- ・見守りなどの支援が必要な高齢者世帯は「29 世帯以下」が約 8 割を占める。
- ・見守りが必要な心配な一人親家庭について、「特になし」が4割を超えている(心配な世帯は約6割ある)。
- ・生活困窮者世帯と思われる世帯のうち「1～4 世帯」が約 6 割を占める。
- ・民生委員活動を行う際に、日常的に連携している関係者の上位は「行政区や自治会の役員」(35.9%)、「ほかの民生委員児童委員」(61.5%)、「地域包括支援センター」(50.3%)の順である。
- ・「福祉に協力的な人」との連携では、「必要などきのみ連携している」が約 6 割を占めている。
- ・「福祉に協力的な人」との連携の課題については、「個人情報取り扱いが心配」「どこまで情報を共有すべきかわからない」情報に関する回答が過半数以上を占めている。

3. 地域活動に関する「情報交換会(相談会)」の実施に関して(問 11～問 13)

- ・「開催している」が7割を超えている。
- ・話し合われている内容の上位は、「ふれあいサロン・世代間交流などの企画運営」(65.1%)、「要支援者(高齢者や障がい者など)世帯の生活状況の把握」(50.6%)、「行政区の環境美化・資源回収などの打ち合わせ」(50.6%)となっている。
- ・開催頻度は、「毎月」と「2ヶ月に1回」で約4割を占めている。
- ・「開催していない／開催の予定がある」のうち、情報交換会の必要性への認識については「必要」「まあまあ必要」で約5割を占めている。
- ・開催していない理由として、「要支援者の情報(個人情報に関すること)を共有することが困難なため」(42.5%)、「担当地区内に特に問題がないため」(35.4%)、「実施するまでの手順や実施方法がわからないため」(29.6%)となっている。

4. 地域で実施している事業や福祉活動に関して(問 14～問 17)

- ・実施している事業の上位は、「ふれあいサロン」(71.9%)、「環境美化活動」(43.6%)、

「資源回収」(43.3%)、「レクリエーションやスポーツ大会」(33.6%)となっている。

・特に力を入れたい福祉活動の上位は、「ふれあいサロン」(73.7%)、「高齢者や障がい者などの見守り活動」(60.8%)、「世代間交流」(43.3%)、「防犯・防災活動」(38.9%)となっている。

・要支援者の福祉活動への参加は、「ほとんど参加していない」「参加していない」で5割を超えている。

・福祉活動をすすめる拠点の必要性について、「必要」「まあまあ必要」で9割を超えている。

5. 民生委員の活動に関して(問 18～問 20)

・民生委員児童委員になって良かったことの上位は、「住民の方と知り合いになって人間関係が広がった」(61.1%)、「地域のことがよく分かって理解が進んだ」(41.5%)、「福祉のことが理解できて勉強になった」(37.4%)の順となっている。

・活動しての課題の上位は、「特に課題はない」(31.0%)、「対象世帯の範囲が広くて大変」(22.8%)、「対象世帯が多く訪問が大変」(19.0%)の順となっている。

・活動を行っていくうえで、市や社会福祉協議会へ望むことの上位は、「福祉関係の研修会を開催してほしい」(36.8%)、「地域との連携方法について教えてほしい」(27.5%)、「困難ケースへのアドバイスがほしい」(26.3%)の順となっている。

6. 地域での福祉活動に関して(問 21～問 25)

・現在の地域福祉活動への充実に関して、「充実している」「まあ充実している」の回答は約4割である。

・今後の地域福祉活動に関して、「今のままでよい」の回答が約5割である。

・地域福祉活動を展開するために必要／大切なものとして、「ヒト(人)」(48.0%)、「ジョウホウ(情報)」(24.0%)、「オモイ(思い)」(22.2%)の順となっている、

7. 地域での避難訓練の実施に関して(問 26・問 27)

・1年以内の実施状況は「行っていない」が約6割で一番多い。

・災害時避難行動要支援者に関する情報の取り扱いについて、「本人が同意した場合に限り提供するほうがよい」との回答が約6割を占めている。

8. 地域福祉計画における 14 の施策の「評価」と「今後の施策展開」に関して(問 28・問 29)

・評価結果としては、好評価の基準である3ポイントを上回った施策の展開が14

項目中 5 項目であり、基準点を下回った施策の展開は 9 項目であった。

・今後の方向性としては、すべての施策の展開が平均値 3.6 点以上（最小 3.66、最大 3.85）となっており、3.8 点以上は 5 項目あった（下段表参照）。

| No. | 施策の展開 | これまでの評価 | 今後の方向性 |
|-----|-----------------------|---------|--------|
| 1 | 福祉教育の推進 | 2.95 | 3.81 |
| 2 | 共に参加する意識の向上 | 2.95 | 3.80 |
| 3 | 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進 | 2.74 | 3.85 |
| 4 | 地域福祉の担い手のネットワークづくり | 2.80 | 3.79 |
| 5 | 地域とつながり続ける関係づくり | 3.01 | 3.79 |
| 6 | 協働による身近な地域の支え合い | 3.00 | 3.77 |
| 7 | 社会福祉法人間の連携の充実 | 3.01 | 3.76 |
| 8 | ボランティア・NPO の活動支援 | 2.80 | 3.69 |
| 9 | 相談体制の充実 | 3.04 | 3.79 |
| 10 | 権利擁護の充実 | 2.93 | 3.66 |
| 11 | 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進 | 3.04 | 3.80 |
| 12 | 生活困窮世帯への自立支援 | 2.89 | 3.76 |
| 13 | 災害時の避難行動要支援者の支援 | 2.82 | 3.78 |
| 14 | 社会福祉事業を担う人材の確保・育成 | 2.75 | 3.82 |

II. クロス集計分析結果に関する概要

1. 独立変数と従属変数の設定

(1) 独立変数

地域による傾向の差を確認するために、標本数の関係から独立変数を2地区(西地区および東地区)に設定した。

| | |
|-----|--|
| 西地区 | 問4(法定民児協)の選択肢1～9 一関、山田、中里、真滝、厳美、萩荘、舞川、弥栄、花泉 |
| 東地区 | 問4(法定民児協)の選択肢 10～15 大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢 |

(2) 従属変数

| NO | 設問の内容 |
|-----|------------------------------|
| 問5 | 民生委員児童委員としての経験年数 |
| 問6 | 当地区の中で、見守りなどの支援が必要な高齢者世帯の世帯数 |
| 問7 | 担当地区のうち、見守りが必要など心配な一人親家庭の世帯数 |
| 問8 | 担当地区のうち、生活困窮者世帯と思われる世帯数 |
| 問11 | 地域活動に関する「情報交換会」(相談会)の開催状況 |
| 問16 | 地域の「要援護者」の福祉活動への参加の状況 |
| 問17 | 福祉活動を進めるための拠点の必要性 |
| 問21 | 現在の地域福祉活動の充実度 |
| 問22 | 今後の地域福祉活動への考え |
| 問26 | 避難訓練の実施状況 |
| 問27 | 災害時避難行動要支援者の情報を地域に提供することへの考え |
| 問28 | 14の施策展開の方向性に関するこれまでの評価 |
| 問29 | 14の施策展開の方向性に関する今後について |

2. 分析結果一覧

(1) 分析方法および結果の判断基準

分析方法はカイ二乗検定を用いた。カイ二乗検定は2つの質的変数間にどのような関係があるかを調べたり、あるカテゴリのデータが予想される分布に従っているかを検証したりするために使われる。検定の結果、判断基準は次のとおりとした。

| | |
|---|---|
| ★ | $P \leq 0.05$ 統計的な有意差を示す指標で、帰無仮説が誤っている可能性が5%以下であることを意味する。 |
| ▲ | $0.05 < P \leq 0.1$ 統計的な有意差は示していないが、変数間には部分的に差があると考えられることを意味する。 |

(2) 分析結果一覧

| NO | 設問の内容 | 結果 |
|-----|------------------------------|----|
| 問5 | 民生委員児童委員としての経験年数 | |
| 問6 | 当地区の中で、見守りなどの支援が必要な高齢者世帯の世帯数 | |
| 問7 | 担当地区のうち、見守りが必要など心配な一人親家庭の世帯数 | |
| 問8 | 担当地区のうち、生活困窮者世帯と思われる世帯数 | |
| 問11 | 地域活動に関する「情報交換会」(相談会)の開催状況 | ★ |
| 問16 | 地域の「要援護者」の福祉活動への参加の状況 | ★ |
| 問17 | 福祉活動を進めるための拠点の必要性 | |
| 問21 | 現在の地域福祉活動の充実度 | |
| 問22 | 今後の地域福祉活動への考え | |
| 問26 | 避難訓練の実施状況 | ★ |
| 問27 | 災害時避難行動要支援者の情報を地域に提供することへの考え | |
| 問28 | 14の施策展開の方向性に関するこれまでの評価 | |
| ① | 福祉教育の推進 | ★ |
| ② | 共に参加する意識の向上 | |
| ③ | 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進 | |
| ④ | 地域福祉の担い手のネットワークづくり | |
| ⑤ | 地域とつながり続ける関係づくり | ▲ |
| ⑥ | 協働による身近な地域の支え合い | ▲ |
| ⑦ | 社会福祉法人間の連携の充実 | |
| ⑧ | ボランティア・NPOの活動支援 | ▲ |
| ⑨ | 相談体制の充実 | ★ |
| ⑩ | 権利擁護の充実 | ▲ |
| ⑪ | 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進 | ▲ |
| ⑫ | 生活困窮世帯への自立支援 | |
| ⑬ | 災害時の避難行動要支援者の支援 | |
| ⑭ | 社会福祉事業を担う人材の確保・育成 | |
| 問29 | 14の施策展開の方向性に関する今後について | |
| ① | 福祉教育の推進 | ★ |
| ② | 共に参加する意識の向上 | ★ |
| ③ | 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進 | ★ |
| ④ | 地域福祉の担い手のネットワークづくり | ★ |
| ⑤ | 地域とつながり続ける関係づくり | ★ |
| ⑥ | 協働による身近な地域の支え合い | ★ |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| ⑦ | 社会福祉法人間の連携の充実 | ★ |
| ⑧ | ボランティア・NPO の活動支援 | ★ |
| ⑨ | 相談体制の充実 | ★ |
| ⑩ | 権利擁護の充実 | ★ |
| ⑪ | 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進 | ★ |
| ⑫ | 生活困窮世帯への自立支援 | ★ |
| ⑬ | 災害時の避難行動要支援者の支援 | ★ |
| ⑭ | 社会福祉事業を担う人材の確保・育成 | ★ |

3. 分析結果からみえる事柄

- ・ 地域活動に関する「情報交換会」の開催状況は、**西地区**の方が開催している割合が高い傾向がある(問 11)。
- ・ 地域の『要援護者』の福祉活動への参加の状況は、**東地区**の方が参加している割合が高い傾向がある(問 16)。
- ・ 「避難訓練の実施状況」は、**東地区**の方が実施している割合が高い傾向がある(問 22)。

【問 28 について】

- ・ 全体的には「(3)どちらともいえない」を選択している割合が、各設問で概ね 40%~60%の範囲と高い。次に、「(1)できていない」「(2)あまりできていない」を選択している割合が高い。
- ・ 14 の福祉施策の方向性のうち、①「福祉教育の推進」について、**東地区**の方が低い評価をしている傾向がある。
- ・ 14 の福祉施策の方向性のうち、⑩「権利擁護の充実」について、**東地区**の方が低い評価をしている傾向がある。

【問 29 について】

- ・ 全体的には「(4)現状のままでよい」「(5)さらに充実したほうがよい」を選択している割合が、各設問で概ね 30%~50%の範囲と高い。次に、「(1)できていない」「(2)あまりできていない」を選択している割合が高い。
- ・ **西地区**の方が、「(4)現状のままでよい」「(5)さらに充実したほうがよい」を選択している割合がすべての設問で東地区より高い。

問4改「地区」と問5「民生委員児童委員としての経験年数」
とのクロス集計表

(n=341)

| | (1) 3年未満 | (2) 3～6年 未満 | (3) 6～9年 未満 | (4) 9～12年 未満 | (5) 12年以 上 | 合計 |
|-----|--------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 西地区 | 70 38.3% | 62 33.9% | 18 9.8% | 20 10.9% | 13 7.1% | 183 100.0% |
| 東地区 | 61 38.6% | 46 29.1% | 25 15.8% | 19 12.0% | 7 4.4% | 158 100.0% |
| 合計 | 131 38.4% | 108 31.7% | 43 12.6% | 39 11.4% | 20 5.9% | 341 100.0% |

問4改「地区」と問6「担当地区の中で、見守りなどの支援が必要な
高齢者世帯の世帯数」とのクロス集計表

(n=319)

| | (1) 1～9世 帯以下 | (2) 10～29 世帯 | (3) 30～49 世帯 | (4) 50世帯 以上 | (5) 特にな い | 合計 |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|--------------|---------------|
| 西地区 | 93 54.1% | 53 30.8% | 11 6.4% | 7 4.1% | 8 4.7% | 172 100.0% |
| 東地区 | 84 57.1% | 51 34.7% | 6 4.1% | 2 1.4% | 4 2.7% | 147 100.0% |
| 合計 | 177 55.5% | 104 32.6% | 17 5.3% | 9 2.8% | 12 3.8% | 319 100.0% |

問4改「地区」と問7「担当地区のうち、見守りが必要など
心配な一人親家庭の世帯数」とのクロス集計表

(n=321)

| | (1) 1～4世帯以下 | (2) 5～9世帯 | (3) 10～14世帯 | (4) 15世帯以上 | (5) 特にいない | 合計 |
|-----|--------------|-------------|-------------|------------|--------------|---------------|
| 西地区 | 70 40.9% | 18 10.5% | 7 4.1% | 7 4.1% | 69 40.4% | 171 100.0% |
| 東地区 | 48 32.0% | 18 12.0% | 5 3.3% | 2 1.3% | 77 51.3% | 150 100.0% |
| 合計 | 118 36.8% | 36 11.2% | 12 3.7% | 9 2.8% | 146 45.5% | 321 100.0% |

問4改「地区」と問8「担当地区のうち、生活困窮者世帯と思われる
世帯数」とのクロス集計表

(n=318)

| | (1) 1～4世帯以下 | (2) 5～9世帯 | (3) 10～14世帯 | (4) 15世帯以上 | (5) 特にいない | 合計 |
|-----|--------------|-------------|-------------|------------|-------------|---------------|
| 西地区 | 113 66.1% | 23 13.5% | 3 1.8% | 2 1.2% | 30 17.5% | 171 100.0% |
| 東地区 | 92 62.6% | 20 13.6% | 2 1.4% | 0 0.0% | 33 22.4% | 147 100.0% |
| 合計 | 205 64.5% | 43 13.5% | 5 1.6% | 2 0.6% | 63 19.8% | 318 100.0% |

問4改「地区」と問11「地域活動に関する『情報交換会』（相談会）」の開催状況」とのクロス集計表 ★

(n=331)

| | (1)開催している | (2)開催していない | (3)開催予定 | 合計 |
|-----|-------------|--------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 60 33.7% | 118 66.3% | 0 0.0% | 178 100.0% |
| 東地区 | 26 17.0% | 125 81.7% | 2 1.3% | 153 100.0% |
| 合計 | 86 26.0% | 243 73.4% | 2 0.6% | 331 100.0% |

問4改「地区」と問16「地域の『要援護者』の福祉活動への参加の状況」とのクロス集計表 ★

(n=326)

| | (1) 頻繁に参加している | (2) たまに参加している | (3) ほとんど参加していない | (4) 参加していない | (5) よくわからない | 合計 |
|-----|---------------|---------------|-----------------|-------------|-------------|---------------|
| 西地区 | 7 4.0% | 38 22.0% | 76 43.9% | 34 19.7% | 18 10.4% | 173 100.0% |
| 東地区 | 5 3.3% | 56 36.6% | 44 28.8% | 29 19.0% | 19 12.4% | 153 100.0% |
| 合計 | 12 3.7% | 94 28.8% | 120 36.8% | 63 19.3% | 37 11.3% | 326 100.0% |

問 4 改「地区」と問 17「福祉活動を進めるための拠点の
必要性」とのクロス集計表

(n=334)

| | (1) 必要 | (2) まあまあ必要 | (3) どちらとも言えない | (4) あまり必要でない | (5) 必要ない | 合計 |
|-----|--------------|-------------|---------------|--------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 147 81.7% | 30 16.7% | 3 1.7% | 0 0.0% | 0 0.0% | 180 100.0% |
| 東地区 | 113 73.4% | 31 20.1% | 6 3.9% | 2 1.3% | 2 1.3% | 154 100.0% |
| 合計 | 260 77.8% | 61 18.3% | 9 2.7% | 2 0.6% | 2 0.6% | 334 100.0% |

問 4 改「地区」と問 21「現在の地域福祉活動の充実度」とのクロス集計表

(n=330)

| | (1) 充実している | (2) まあ充実している | (3) どちらとも言えない | (4) あまりできていない | (5) できていない | 合計 |
|-----|------------|--------------|---------------|---------------|------------|---------------|
| 西地区 | 6 3.4% | 58 32.6% | 88 49.4% | 23 12.9% | 3 1.7% | 178 100.0% |
| 東地区 | 3 2.0% | 65 42.8% | 62 40.8% | 21 13.8% | 1 0.7% | 152 100.0% |
| 合計 | 9 2.7% | 123 37.3% | 150 45.5% | 44 13.3% | 4 1.2% | 330 100.0% |

問 4 改「地区」と問 22「今後の地域福祉活動への考え」とのクロス集計表

(n=326)

| | (1) もっと力をいれるべき | (2) 今のままでよい | (3) 力を入れなくてもよい | 合計 |
|-----|----------------|--------------|----------------|---------------|
| 西地区 | 77 44.0% | 97 55.4% | 1 0.6% | 175 100.0% |
| 東地区 | 70 46.4% | 79 52.3% | 2 1.3% | 151 100.0% |
| 合計 | 147 45.1% | 176 54.0% | 3 0.9% | 326 100.0% |

問4改「地区」と問26「避難訓練の実施状況」とのクロス集計表 ★

(n=338)

| | (1) 行っている | (2) 行っていない | (3) わからない | 合計 |
|-----|--------------|--------------|------------|---------------|
| 西地区 | 51 27.9% | 119 65.0% | 13 7.1% | 183 100.0% |
| 東地区 | 59 38.1% | 93 60.0% | 3 1.9% | 155 100.0% |
| 合計 | 110 32.5% | 212 62.7% | 16 4.7% | 338 100.0% |

問4改「地区」と問27「災害時避難行動要支援者の情報を地域に提供することへの考え」とのクロス集計表

(n=337)

| | (1) 本人の同意・不同意に関わらず、提供する方がよい | (2) 本人が同意した場合に限り、提供する方がよい | (3) 提供しない方がよい | (4) わからない | 合計 |
|-----|-----------------------------|---------------------------|---------------|------------|---------------|
| 西地区 | 63 34.6% | 110 60.4% | 4 2.2% | 5 2.7% | 182 100.0% |
| 東地区 | 55 35.5% | 88 56.8% | 2 1.3% | 10 6.5% | 155 100.0% |
| 合計 | 118 35.0% | 198 58.8% | 6 1.8% | 15 4.5% | 337 100.0% |

問 28 一関市地域福祉計画では、「誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念都市、3つの基本計画を掲げ、14の施策展開の方向性を設定しました。その施策展開の方向性のこれまでの評価として、下スケールの5つのうち、あなたの考えにもっとも近いものを1つ選び番号でお答えください。

問 4 改「地区」と問 28-①「福祉教育の推進」とのクロス集計表 ★

(n=320)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 5 3.0% | 26 15.6% | 101 60.5% | 32 19.2% | 3 1.8% | 167 100.0% |
| 東地区 | 5 3.3% | 44 28.8% | 69 45.1% | 33 21.6% | 2 1.3% | 153 100.0% |
| 合計 | 10 3.1% | 70 21.9% | 170 53.1% | 65 20.3% | 5 1.6% | 320 100.0% |

問 4 改「地区」と問 28-②「共に参加する意識の向上」とのクロス集計表

(n=316)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 3 1.8% | 37 22.4% | 83 50.3% | 35 21.2% | 7 4.2% | 165 100.0% |
| 東地区 | 9 6.0% | 45 29.8% | 60 39.7% | 34 22.5% | 3 2.0% | 151 100.0% |
| 合計 | 12 3.8% | 82 25.9% | 143 45.3% | 69 21.8% | 10 3.2% | 316 100.0% |

問4改「地区」と問28-③「地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進」
とのクロス集計表

(n=316)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 11 6.7% | 66 40.0% | 59 35.8% | 25 15.2% | 4 2.4% | 165 100.0% |
| 東地区 | 13 8.6% | 41 27.2% | 62 41.1% | 29 19.2% | 6 4.0% | 151 100.0% |
| 合計 | 24 7.6% | 107 33.9% | 121 38.3% | 54 17.1% | 10 3.2% | 316 100.0% |

問4改「地区」と問28-④「地域福祉の担い手のネットワークづくり」
とのクロス集計表

(n=311)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 12 7.3% | 52 31.5% | 68 41.2% | 29 17.6% | 4 2.4% | 165 100.0% |
| 東地区 | 9 6.2% | 45 30.8% | 60 41.1% | 24 16.4% | 8 5.5% | 146 100.0% |
| 合計 | 21 6.8% | 97 31.2% | 128 41.2% | 53 17.0% | 12 3.9% | 311 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑤「地域とつながり続ける関係づくり」
とのクロス集計表 ▲

(n=310)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 3 1.8% | 35 21.3% | 68 41.5% | 53 32.3% | 5 3.0% | 164 100.0% |
| 東地区 | 7 4.8% | 48 32.9% | 52 35.6% | 34 23.3% | 5 3.4% | 146 100.0% |
| 合計 | 10 3.2% | 83 26.8% | 120 38.7% | 87 28.1% | 10 3.2% | 310 100.0% |

問 4 改「地区」と問 28-⑥「協働による身近な地域の支えあい」
とのクロス集計表 ▲

(n=310)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 5 3.0% | 31 18.9% | 70 42.7% | 52 31.7% | 6 3.7% | 164 100.0% |
| 東地区 | 8 5.5% | 42 28.8% | 63 43.2% | 30 20.5% | 3 2.1% | 146 100.0% |
| 合計 | 13 4.2% | 73 23.5% | 133 42.9% | 82 26.5% | 9 2.9% | 310 100.0% |

問 4 改「地区」と問 28-⑦「社会福祉法人の連携の充実」とのクロス集計表

(n=308)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 10 6.2% | 23 14.2% | 89 54.9% | 36 22.2% | 4 2.5% | 162 100.0% |
| 東地区 | 8 5.5% | 30 20.5% | 66 45.2% | 36 24.7% | 6 4.1% | 146 100.0% |
| 合計 | 18 5.8% | 53 17.2% | 155 50.3% | 72 23.4% | 10 3.2% | 308 100.0% |

問 4 改「地区」と問 28-⑧「ボランティア・NPO の活動支援」
とのクロス集計表 ▲

(n=307)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|-------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 18 11.3% | 41 25.6% | 75 46.9% | 21 13.1% | 5 3.1% | 160 100.0% |
| 東地区 | 11 7.5% | 41 27.9% | 55 37.4% | 33 22.4% | 7 4.8% | 147 100.0% |
| 合計 | 29 9.4% | 82 26.7% | 130 42.3% | 54 17.6% | 12 3.9% | 307 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑨「相談体制の充実」とのクロス集計表 ★

(n=308)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 11 6.7% | 19 11.5% | 79 47.9% | 53 32.1% | 3 1.8% | 165 100.0% |
| 東地区 | 3 2.1% | 43 30.1% | 60 42.0% | 32 22.4% | 5 3.5% | 143 100.0% |
| 合計 | 14 4.5% | 62 20.1% | 139 45.1% | 85 27.6% | 8 2.6% | 308 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑩「権利擁護の充実」とのクロス集計表 ▲

(n=309)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 12 7.5% | 18 11.2% | 97 60.2% | 31 19.3% | 3 1.9% | 161 100.0% |
| 東地区 | 6 4.1% | 33 22.3% | 83 56.1% | 23 15.5% | 3 2.0% | 148 100.0% |
| 合計 | 18 5.8% | 51 16.5% | 180 58.3% | 54 17.5% | 6 1.9% | 309 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑪「保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進」とのクロス集計表 ▲

(n=311)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 3 1.9% | 26 16.0% | 87 53.7% | 40 24.7% | 6 3.7% | 162 100.0% |
| 東地区 | 7 4.7% | 38 25.5% | 62 41.6% | 39 26.2% | 3 2.0% | 149 100.0% |
| 合計 | 10 3.2% | 64 20.6% | 149 47.9% | 79 25.4% | 9 2.9% | 311 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑫「生活困窮世帯への自立支援」とのクロス集計表

(n=309)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|-----------|---------------|
| 西地区 | 6 3.7% | 30 18.6% | 95 59.0% | 25 15.5% | 5 3.1% | 161 100.0% |
| 東地区 | 9 6.1% | 40 27.0% | 71 48.0% | 25 16.9% | 3 2.0% | 148 100.0% |
| 合計 | 15 4.9% | 70 22.7% | 166 53.7% | 50 16.2% | 8 2.6% | 309 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑬「災害時の避難行動要支援者の支援」とのクロス集計表

とのクロス集計表

(n=312)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 9 5.5% | 39 23.9% | 87 53.4% | 21 12.9% | 7 4.3% | 163 100.0% |
| 東地区 | 10 6.7% | 43 28.9% | 72 48.3% | 19 12.8% | 5 3.4% | 149 100.0% |
| 合計 | 19 6.1% | 82 26.3% | 159 51.0% | 40 12.8% | 12 3.8% | 312 100.0% |

問4改「地区」と問28-⑭「社会福祉事業を担う人材の確保・育成」とのクロス集計表

とのクロス集計表

(n=312)

| | (1) できていない | (2) あまりできていない | (3) どちらともいえない | (4) まあできた | (5) よくできた | 合計 |
|-----|------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|
| 西地区 | 15 9.3% | 51 31.5% | 73 45.1% | 17 10.5% | 6 3.7% | 162 100.0% |
| 東地区 | 10 6.7% | 40 26.7% | 72 48.0% | 21 14.0% | 7 4.7% | 150 100.0% |
| 合計 | 25 8.0% | 91 29.2% | 145 46.5% | 38 12.2% | 13 4.2% | 312 100.0% |

問 29 14の施策展開の方向性を今後どのようにすべきか、下スケールの5つのうち、あなたの考えにもっとも近いものを1つ選び番号でお答えください。

問 4改「地区」と問 29-①「福祉教育の推進」とのクロス集計表 ★
(n=312)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 14 8.6% | 5 3.1% | 2 1.2% | 58 35.8% | 83 51.2% | 162 100.0% |
| 東地区 | 23 15.3% | 33 22.0% | 4 2.7% | 39 26.0% | 51 34.0% | 150 100.0% |
| 合計 | 37 11.9% | 38 12.2% | 6 1.9% | 97 31.1% | 134 42.9% | 312 100.0% |

問 4改「地区」と問 29-②「共に参加する意識の向上」とのクロス集計表 ★
(n=313)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 14 8.6% | 5 3.1% | 3 1.8% | 48 29.4% | 93 57.1% | 163 100.0% |
| 東地区 | 24 16.0% | 37 24.7% | 2 1.3% | 39 26.0% | 48 32.0% | 150 100.0% |
| 合計 | 38 12.1% | 42 13.4% | 5 1.6% | 87 27.8% | 141 45.0% | 313 100.0% |

問 4改「地区」と問 29-③「地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進」とのクロス集計表 ★
(n=313)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 14 8.6% | 5 3.1% | 4 2.5% | 38 23.3% | 102 62.6% | 163 100.0% |
| 東地区 | 34 22.7% | 25 16.7% | 3 2.0% | 26 17.3% | 62 41.3% | 150 100.0% |
| 合計 | 48 15.3% | 30 9.6% | 7 2.2% | 64 20.4% | 164 52.4% | 313 100.0% |

問4改「地区」と問29-④「地域福祉の担い手のネットワークづくり」
とのクロス集計表 ★

(n=310)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 11 6.8% | 10 6.2% | 4 2.5% | 46 28.6% | 90 55.9% | 161 100.0% |
| 東地区 | 26 17.4% | 32 21.5% | 4 2.7% | 38 25.5% | 49 32.9% | 149 100.0% |
| 合計 | 37 11.9% | 42 13.5% | 8 2.6% | 84 27.1% | 139 44.8% | 310 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑤「地域とつながり続ける関係づくり」
とのクロス集計表 ★

(n=312)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 10 6.2% | 9 5.6% | 3 1.9% | 58 35.8% | 82 50.6% | 162 100.0% |
| 東地区 | 27 18.0% | 32 21.3% | 1 0.7% | 42 28.0% | 48 32.0% | 150 100.0% |
| 合計 | 37 11.9% | 41 13.1% | 4 1.3% | 100 32.1% | 130 41.7% | 312 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑥「協働による身近な地域の支えあい」
とのクロス集計表 ★

(n=311)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 11 6.8% | 8 5.0% | 5 3.1% | 59 36.6% | 78 48.4% | 161 100.0% |
| 東地区 | 23 15.3% | 36 24.0% | 3 2.0% | 38 25.3% | 50 33.3% | 150 100.0% |
| 合計 | 34 10.9% | 44 14.1% | 8 2.6% | 97 31.2% | 128 41.2% | 311 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑦「社会福祉法人の連携の充実」とのクロス集計表 ★

(n=304)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 13 8.2% | 7 4.4% | 5 3.2% | 63 39.9% | 70 44.3% | 158 100.0% |
| 東地区 | 19 13.0% | 32 21.9% | 5 3.4% | 49 33.6% | 41 28.1% | 146 100.0% |
| 合計 | 32 10.5% | 39 12.8% | 10 3.3% | 112 36.8% | 111 36.5% | 304 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑧「ボランティア・NPOの活動支援」とのクロス集計表 ★

とのクロス集計表 ★

(n=303)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 11 6.9% | 12 7.5% | 5 3.1% | 72 45.3% | 59 37.1% | 159 100.0% |
| 東地区 | 20 13.9% | 34 23.6% | 5 3.5% | 42 29.2% | 43 29.9% | 144 100.0% |
| 合計 | 31 10.2% | 46 15.2% | 10 3.3% | 114 37.6% | 102 33.7% | 303 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑨「相談体制の充実」とのクロス集計表 ★

(n=307)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 9 5.6% | 11 6.8% | 3 1.9% | 66 41.0% | 72 44.7% | 161 100.0% |
| 東地区 | 22 15.1% | 34 23.3% | 0 0.0% | 42 28.8% | 48 32.9% | 146 100.0% |
| 合計 | 31 10.1% | 45 14.7% | 3 1.0% | 108 35.2% | 120 39.1% | 307 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑩「権利擁護の充実」とのクロス集計表 ★

(n=305)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 7 4.4% | 14 8.8% | 7 4.4% | 78 48.8% | 54 33.8% | 160 100.0% |
| 東地区 | 16 11.0% | 39 26.9% | 4 2.8% | 57 39.3% | 29 20.0% | 145 100.0% |
| 合計 | 23 7.5% | 53 17.4% | 11 3.6% | 135 44.3% | 83 27.2% | 305 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑪「保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進」とのクロス集計表 ★

とのクロス集計表 ★

(n=307)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 9 5.6% | 12 7.5% | 2 1.2% | 58 36.0% | 80 49.7% | 161 100.0% |
| 東地区 | 30 20.5% | 23 15.8% | 3 2.1% | 39 26.7% | 51 34.9% | 146 100.0% |
| 合計 | 39 12.7% | 35 11.4% | 5 1.6% | 97 31.6% | 131 42.7% | 307 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑫「生活困窮世帯への自立支援」とのクロス集計表 ★

(n=307)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 12 7.5% | 7 4.4% | 4 2.5% | 64 40.0% | 73 45.6% | 160 100.0% |
| 東地区 | 26 17.7% | 28 19.0% | 4 2.7% | 45 30.6% | 44 29.9% | 147 100.0% |
| 合計 | 38 12.4% | 35 11.4% | 8 2.6% | 109 35.5% | 117 38.1% | 307 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑬「災害時の避難行動要支援者の支援」
とのクロス集計表 ★

(n=308)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 10 6.2% | 10 6.2% | 4 2.5% | 59 36.4% | 79 48.8% | 162 100.0% |
| 東地区 | 19 13.0% | 37 25.3% | 4 2.7% | 43 29.5% | 43 29.5% | 146 100.0% |
| 合計 | 29 9.4% | 47 15.3% | 8 2.6% | 102 33.1% | 122 39.6% | 308 100.0% |

問4改「地区」と問29-⑭「社会福祉事業を担う人材の確保・育成」
とのクロス集計表 ★

(n=308)

| | (1) 廃止にした方がよい | (2) 他の事業で行えばよい | (3) 縮小した方がよい | (4) 現状のままでよい | (5) さらに充実した方がよい | 合計 |
|-----|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|---------------|
| 西地区 | 13 8.1% | 5 3.1% | 6 3.7% | 47 29.2% | 90 55.9% | 161 100.0% |
| 東地区 | 28 19.0% | 30 20.4% | 1 0.7% | 33 22.4% | 55 37.4% | 147 100.0% |
| 合計 | 41 13.3% | 35 11.4% | 7 2.3% | 80 26.0% | 145 47.1% | 308 100.0% |

○地域福祉推進のための民生委員児童委員調査項目

問1. 役職をお答えください。

1. 民生委員児童委員 2. 主任児童委員

問2. 性別をお答えください。

1. 男 2. 女

問3. 年齢をお答えください。

1. 60歳未満 2. 60歳以上～65歳未満
3. 65歳以上～70歳未満 4. 70歳以上

問4. あなたの所属している法定民児協をお答えください。

1. 一 関 2. 山 目 3. 中 里 4. 真 滝
5. 厳 美 6. 萩 荘 7. 舞 川 8. 弥 栄
9. 花 泉 10. 大 東 11. 千 厩 12. 東 山
13. 室 根 14. 川 崎 15. 藤 沢

問5. 民生委員児童委員としての経験年数をお答えください。

1. 3年未満 (1期目) 4. 9～12年未満 (4期目)
2. 3～6年未満 (2期目) 5. 12年以上 (5期目以上)
3. 6～9年未満 (3期目)

問6. 担当地区の中で、見守りなどの支援が必要な高齢者世帯は何世帯ありますか。

1. 1～9世帯以下 4. 50世帯以上
2. 10～29世帯 5. 特にいない
3. 30～49世帯

問7. 担当地区のうち、見守りが必要など心配な一人親家庭は何世帯ありますか。

1. 1～4世帯 4. 15世帯以上
2. 5～9世帯 5. 特にいない
3. 10～14世帯

問8. 担当地区のうち、生活困窮世帯と思われる世帯は何世帯ありますか。

1. 1～4世帯 4. 15世帯以上
2. 5～9世帯 5. 特にいない
3. 10～14世帯

問9. 民生委員児童委員の活動を行う際、日常的に連携している関係者はいますか。

(複数回答可)

1. 行政区や自治会の役員 6. 介護サービス事業所
2. 福祉に協力的な人 7. 福祉事務所
(具体的には) 8. 社会福祉協議会
3. ほかの民生委員児童委員 9. 特に連携していない
4. 班長など 10. その他
5. 地域包括支援センター (具体的には)

問10. 問9の回答項目「2. 福祉に協力的な人」と連携している方にお伺いします。

(1) 「2. 福祉に協力的な人」とはどのような形で連携を取られていますか。

1. 日常的に連携を取りながら活動している。
2. 行政区や自治会などで集まったときに情報交換している。
3. 必要なときにのみ連携している。
4. 特に連携を取っていない。

(2) 「2. 福祉に協力的な人」と連携する上で課題になっていることはありますか。

1. 個人情報の取り扱いが心配
2. どのように役割分担をしてよいか分からない
3. どこまで情報を共有すべきか分からない
4. 特に課題になっていることはない

問11. 地域(行政区や自治会)で、行政区や自治会の役員と民生委員児童委員などによる地域活動に関する「情報交換会(相談会)」を開催していますか。なお、「情報交換会(相談会)」に、民児協の定例会は含みません。(問13まで同じ)

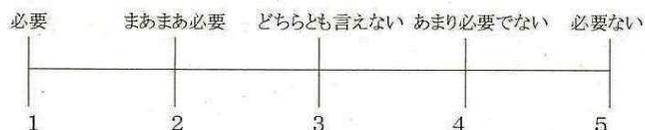
1. 開催している → 問12へ
2. 開催していない → 問13へ
3. 開催の予定がある → 問13へ

問12. 問11で「情報交換会(相談会)」を「1. 開催している」と答えた方にお聞きします。

(1) 「情報交換会(相談会)」で話し合われている内容についてお答えください。主なものを3つまで選び番号でお答えください。

1. 要支援者(高齢者や障がい者など)世帯の生活状況の把握
2. 要支援者の支援方策
3. ふれあいサロン・世代間交流などの企画運営
4. 要支援者が活動に参加しやすくするための方策
5. 住民の困りごとへの対応
6. 行政区の環境美化・資源回収など打ち合わせ
7. 防犯・防災活動の打ち合わせ
8. 行政区の最近の地域課題に関する情報交換
9. その他 ()

問 17. 地域の福祉活動を進めるための拠点（例：公民館、集会所など）は必要だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選び番号でお答えください。



問 18. 民生委員児童委員になられて良かったと感じることはありますか。最も考えに近いものを2つまで選んで番号でお答えください。

1. 地域のことがよく分かって理解が進んだ
2. 住民の方と知り合いになって人間関係が広がった
3. 相談されたことが解決するととてもやりがいを感じる
4. 福祉のことが理解できて勉強になった
5. 住民の方から頼りにされる
6. 特に良かったと感じたことはない
7. その他 ()

問 19. 民生委員児童委員として活動しての課題は何ですか。2つまで選んで番号でお答えください。

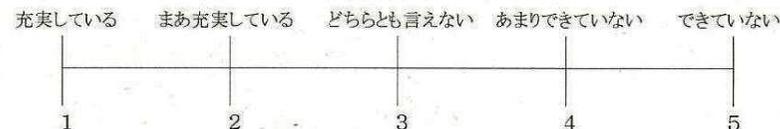
1. 対象世帯が多く訪問が大変
2. 対象世帯の範囲が広く大変
3. 行政区の行事が多い
4. 住民に民生委員児童委員の仕事が分かってもらえない
5. 行政区の理解が得られない
6. 難しい相談が多く精神的にきつい
7. アドバイスをもらうなど相談する相手がいらない
8. 専門的な相談が多く対応できない
9. 特に課題はない
10. その他 ()

問 20. 民生委員児童委員の活動を行っていく上で、市や社会福祉協議会に望むことはありますか。2つまで選んで番号でお答えください。

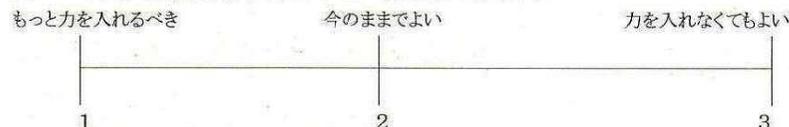
1. 福祉関係の研修会を開催してほしい
2. 地域との連携方法について教えてほしい
3. いろいろ相談に乗ってほしい
4. 困難ケースへのアドバイスがほしい
5. 地域の行事に協力してほしい
6. 助成金などの支援がほしい
7. 特に望むことはない
8. その他 ()

問 21 以下で言う「地域」とは、「担当している地区」を指します。複数の地区を担当されている方は、該当する地区が1つでもあれば、回答願います。

問 21. 現在の地域福祉活動は、どこまで充実したと思いますか。



問 22. 今後、地域福祉活動をどうすべきだと思いますか。



問 23. 高齢者や障がい者の方を住民同士の手助けで支えていく「ちょっとした支援活動」を地域や団体などで行っていることがあればご記入ください。

- 例) ① 行政区のメンバーで、通院や買い物などの支援をしている
 ② 行政区のメンバーで、高齢者宅などのゴミ捨てを手伝っている

問 24. 地域での生活課題の解決に向けて、具体的な方策や提案がありましたらご記入ください。(実際に取り組んでいなくても、こう考えているという内容でも構いません)

- 例) ① 住民同士の繋がりを築くためサロンのように住民が気軽に集まる機会を設けている
 ② 地域活動を皆さんに知ってもらうために広報紙を発行している など

問 25. 地域の福祉活動を展開するために必要なもの、大切なものは何だと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選び番号でお答えください。

1. ヒト (人)
2. モノ (物)
3. カネ (金)
4. ジョウボウ (情報)
5. オモイ (思い)

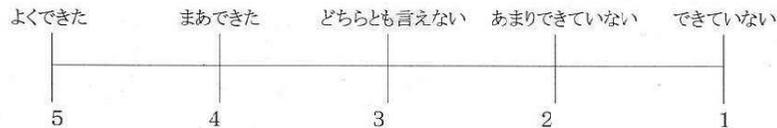
問 26. あなたの地域では、避難訓練が行われていますか。(この1年以内に)

1. 行っている
2. 行っていない
3. 分からない

問 27. 災害時避難行動要支援者（障がい者や要介護者など災害時に支援が必要な人）の情報を地域に提供することについて、どのような考えをお持ちですか。あなたの考えに最も近いもの1つを選び番号でお答えください。

1. 本人の同意・不同意に関わらず、提供するほうがよい
2. 本人が同意した場合に限り、提供するほうがよい
3. 提供しないほうがよい
4. 分からない

問 28. 一関市地域福祉計画では、「誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、14の施策展開の方向性を設定しました。その施策展開の方向性のこれまでの評価として、下スケールの5つのうち、あなたの考えに最も近いものを1つ選び番号でお答えください。



(基本目標：地域福祉を担う人づくり)

- ① 福祉教育の推進
- ② 共に参加する意識の向上
- ③ 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

(基本目標：共に支え合う地域づくり)

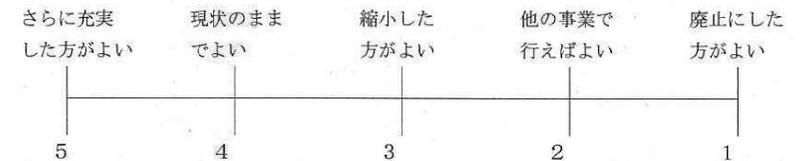
- ④ 地域福祉の担い手のネットワークづくり
- ⑤ 地域とつながり続ける関係づくり
- ⑥ 協働による身近な地域の支え合い
- ⑦ 社会福祉法人間の連携の充実
- ⑧ ボランティア・NPOの活動支援

(基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり)

- ⑨ 相談体制の充実
- ⑩ 権利擁護の充実

- ⑪ 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進
- ⑫ 生活困窮世帯への自立支援
- ⑬ 災害時の避難行動要支援者の支援
- ⑭ 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

問 29. 14の施策展開の方向性を今後どのようにすべきか、下スケールの5つのうち、あなたの考えに最も近いものを1つ選び番号でお答えください。



(基本目標：地域福祉を担う人づくり)

- ① 福祉教育の推進
- ② 共に参加する意識の向上
- ③ 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

(基本目標：共に支え合う地域づくり)

- ④ 地域福祉の担い手のネットワークづくり
- ⑤ 地域とつながり続ける関係づくり
- ⑥ 協働による身近な地域の支え合い
- ⑦ 社会福祉法人間の連携の充実
- ⑧ ボランティア・NPOの活動支援

(基本目標：充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり)

- ⑨ 相談体制の充実
- ⑩ 権利擁護の充実
- ⑪ 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進
- ⑫ 生活困窮世帯への自立支援
- ⑬ 災害時の避難行動要支援者の支援
- ⑭ 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

問 30. 地域福祉の推進に関してご意見などがありましたらお聞かせください。

○自由記載

問 9-10 その他 民生委員児童委員の活動を行う際、日常的に連携している関係者

- ・ファーム小梨
- ・前任民生児童委員 2 件、元民生委員
- ・障害者福祉事務所
- ・市役所 2 件・支所
- ・学校関係（小学校 3 件、中学校 2 件）、学校
- ・その方の隣近所
- ・親類
- ・先輩
- ・医療関係者
- ・教育委員会、相談員、こども園、児童クラブ（2 件）、支所福祉係、市民センター（2 件）
児童クラブ
- ・成年後見人
- ・ゴミ出し
- ・教育関係

問 12 (1) -9 情報交換会で話し合われている内容

- ・週イチ倶楽部（※1）、百歳体操（※2）で毎週高齢者さんと顔をみて話をして楽しんでいる。
- ・赤荻小学校の校長、教頭と児童の生活や見守りが必要な家庭についての話し合い。

※1：週に 1 回程度、公民館や集会所等に集まって、「いきいき百歳体操」を中心とした運動を行う団体。

※2：「いきいき百歳体操」は、米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成 14 年に高知市が開発した、重りを使った筋力運動の体操。（約 30 分の DVD を見ながら体操）

問 12 (3) -9 情報交換会で力を入れるべき内容

>その他記載事項なし

問 13 (2) - 7 開催していない理由

- ・個別相談が出来るため、相談会として開催する必要はない。
- ・区長の広報配布の際に情報を報告したり、いただいたりした。
- ・相談会をしなくても、必要な時に連絡している。
- ・今まで連携しての活動はなかった。市としてどのような指導がなされているのかも解らない。
- ・私が自治会役員で会長と直接相談出来ているため。
- ・必要な時は区長などに相談する。
- ・自治会役員兼務のため、役員会で対応している。
- ・今のところ、緊急な場合や必要に応じながら考えたいと思っていますところ。
- ・これまでの慣習から。
- ・開催はしていないが、情報は入ってくる。
- ・自治会の会合の中で情報の共有が出来ている。
- ・個人情報の観点から会話が重たい。
- ・2 地区担当のため（他区）自分の区でない事から難しい点も有る。
- ・区長との連携を密にしているので、あえて相談会を開催していない。
- ・各会議の中から特異情報を収集し、民生委員として対応。
- ・今まで開催してこない流れと、個人情報の漏えいが危惧されるため。
- ・問題発生時には行政区、自治会関係と常に連絡を取っている。
- ・区長、自治会長に話しても民生委員まで情報がこない。
- ・その都度行政区長さん等と相談して対応（2 件）。
- ・地域内としては実施していないが、区長と日頃情報の交換を行っているため。
- ・必要に応じてすぐにメールや電話で情報共有したり、相談できるため。
- ・区長さんに連絡し共有している。
- ・会として設けていないが、必要時情報交換している。
- ・会議の形はとっていないが、区長さんとは連絡をとり合っているから。
- ・開催せずに集まった都度情報交換している。
- ・必要な時は直接聞きに行っている。
- ・区長や自治会役員が対応している会議（あて職）も多く、民生児童委員共にこれ以上の負担は難しいと思うため。

- ・個々の考え方の違いだったり答えがなかなか出ない。
- ・問題発生時に情報提供している。
- ・いままで行っていないから。
- ・民生児童委員に成り立てで良くわからない。
- ・区として問題意識をもっていないのです。
- ・行政区長に話すことにより改善できるため。
- ・民生委員に声掛けがない。
- ・連絡や相談がある時は随時自治会役員会においてはかっている。
- ・問題があった時は自治会長、同民生委員に情報や相談をするため（2件）
- ・何か問題があった時だけ区長に相談する
- ・話したい事があれば サロンの時とか 直接区長さん宅に行って話しています
- ・あまり多人数ではなく、理解しあっている方が行動しやすいため
- ・現在は自治会長が近所なので都度情報交換している

問 14-12 地域（行政区・自治会など）で実施している事業

- ・行政区内の新年会。行政区公民館の清掃
- ・新年会（3件）、さなぶり等
- ・他地区との交流
- ・高齢者の老化による体と心の変化を受け止めながら、生活の中で参考になるポイント、病気の手前の症状や対処法など月一回集会所に希望者が集まり楽しく過ごし、元気の基になっている。これは自治会長、班長の支え、愛情、地域育、思いやりの源である。
- ・秋祭り
- ・サマーフェスティバル、文化祭
- ・敬老会
- ・総会

問 15-12 特に力を入れたい福祉活動

サロンや地域活動に参加できない人をどうすれば参加してもらえるのか、考える必要がある。

敬老会

問 18-7 民生委員になられて良かったこと

毎月見守りをしていた方が孤独死になり、息子さんからお礼をされてうれしかった。(毎月行っても出てこなかった。手紙を置いてきて元気でいてね。とか書いてきた)

スクールガードとして参加 子どもの様子を知る機会ができた。

話し相手になってあげられること

精神的につらい

相談してくれることに少しでも役立てた時

他の民生委員の活動学べる

問 19-10 民生委員として活動しての課題

- ・ 直接支援してもらえていると思われている。 支援先へのつなぎでは無く送迎付き添いなど。
- ・ 民児委員をやってみよう、という人がいない。高齢者が多く、適齢者がいない。
- ・ 対象世帯に関してですが、独居老人母子家庭父子家庭はわかりますが、生活困窮家庭の定義がわからない。
- ・ 経験が浅いせいとかあまり相談がない
- ・ どこまで踏み込んでよいのか躊躇してしまう
- ・ 自主的に訪問すべき世帯の選択と、どの位の間隔で訪問すべきなのか悩んでいる。
- ・ 対象者または世帯を民生委員判断といった曖昧な基準で判断して調査を行なうものも多く非常に悩む。 もっと多くの情報を得たいがプライバシーに関する制約で出せないとされると、その情報を確認できる機関が直接行えばいいのではと思ってしまう。たとえば寡婦への支援活動など、持っている世帯台帳では自宅に住所が無い夫は、離婚して住民異動となったのか、仕事の関係等で住所が異動となったのか分からない。またこのような内容をその家の方にも聞きづらいし、コロナ以降近所付き合いも減って情報源がないといったことも大きく困ってしまう。
- ・ 家庭の事情
- ・ 難しい課題が多い。ひきこもりなど。
- ・ 対応が難しい事案が多くなってきている。
- ・ 山間部に集落が点在しており、冬期間の訪問活動に困難を要する場合有り。
- ・ あて職が多くなった。

- ・今の活動内容でいいのか悩むことがある。
- ・高齢化
- ・相談する方がいます
- ・家庭内の問題が多いので入りきれないもどかしさがある
- ・高齢者一人暮らしが増えているその対応
- ・(個人情報の取り扱いが厳しい) 昨今地域の中で中々情報の共有が難しい
- ・自治会では世代交流をはかっているものの、若い世代は参加がなく情報がはりにくくなるのでは。
- ・関係機関との連携。
- ・後任を探すのが難しい。
- ・どこまでふみこんでいいのかわからない。
- ・あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努める。
- ・公的・私的のバランス。
- ・信頼関係の構築、今日は元気でも明日はさまざまな事に直面するかもしれない状況をうけとめ、予想も思案しながら大事にその人その人の声を聞き、同地区の区長さん、班長さん、各委員のアドバイス、市関係、社協の方々から教えていただいている。有難いことです。
- ・息子さんが入院して一人暮らしになった方の対応の仕方。
- ・2つの民区を担当している。自分の住んでいる民区の7倍もある世帯数であるとなりの民区の情報を把握するのに大変苦労している。(隣の民区は次々家が増えてきている)。
- ・自分のすべきことが良くわからない。
- ・65歳～75歳の一人暮らしの方は、まだお元気で民生委員の必要性をまだ実感していらっしゃらないため、万一の備えの必要性をお伝えしても伝わらない。
- ・仕事との両立が難しい(4件) 平日の行事ばかり 休みがそんなに取れない
- ・山間部で道路も悪い所が多く特に冬場の雪路状況が悪く訪問するのにとっても大変。
- ・小学校が統合し担当地区内の児童の様子が分かりにくくなった。
- ・担当地区でも住んでいる地区以外のことがよくわからない。
- ・プライバシーのことがあり、情報が得難い。
- ・そろそろ交代したい。
- ・どのような活動をやったらいいか民生児童委員に成り立てて良くわからない。

- ・一人暮らし高齢者の認知症への対応。
- ・地域の活動であれば、大変なことはないのですが、役員になると充て職のような仕事が多く負担になっている。
- ・ふれあいサロン参加者が増えない。
- ・民生委員の成り手がいない。
- ・サロンの世話人の減少と、新規の人がみつからない。
- ・新世帯が多くコミュニケーションの取り方が難しい。
- ・訪問者の耳が遠く訪問が続く。手紙などの連絡をとったりするのだが難しい。
- ・行政区の活動、行事に決まった人しか参加しない。
- ・信頼関係の築き方。
- ・自身の体調不良により活動がむずかしい。
- ・役員を引き受けてくれる人をみつけにくい。
- ・玄関のチャイム、鳴らないので数回訪問となる。
- ・隣の民区も担当 状況わからず困難。
- ・それぞれの人に応じての接し方が難しい。
- ・80才過ぎの隣人が後継者がいない為やめられなくていたので引き受けたが、自分も今年で74才早くやめたいがこれも後継者がいなくて困っている。パートを減らしてやっても良いくらい手当を出さないと無理。

問 20-8 市や社協に望むこと

- ・歳末助け合い対象者の選定をさせないで欲しい。
- ・対象世帯の現状を報告したら一度くらいは訪問してみてもいいのではないのでしょうか。特に社会福祉協議会に申し上げたいのです。
歳末助け合いの見舞金を民生委員に配布を頼むよりご自分達で対象世帯を回られて現状を把握してみるのも良いのではないかと思います。
- ・市のデータ上、該当となる人または世帯のリストがあって、実態に合っているかどうかといった、近くに住んでいるからこそ分かるような部分のみ判断させる業務にした方がいいと考えます。
- ・後継者の育成や後継者不足の解消の検討会や研修の開催。

- ・対応の難しい相談が多くなった。
- ・家庭内の問題に関わることなので収入などの情報が欲しい。
- ・相談するとアドバイスをいただけるので特になし。
- ・買い物支援をお願いしたい。
- ・平日ばかり行事（定例会、研修等）を行わないでほしい。
- ・保健師を各支所に配置する形に戻してほしい。
- ・活動費が他の委託より少ない。
- ・定期バス使用で通院、買い物等が終わった後の休める場所がない為休憩所が欲しい、デマンドサービス等があれば。
- ・民生児童委員に成り立てで良くわからない。
- ・他地域の活動内容の横展開をして欲しい。
- ・一地区あたりに複数の民生委員がいてもよいのではないか。
- ・文化センターなどで開催の研修会をリモートで開催しても良いと思う。
- ・新しい民生委員に対し活動内容をくわしく説明してほしい。
- ・個人情報を出せない、調査・判断をしろ、では出来ない事が多い。

問 23 ちょっとした支援活動の内容

- ・市民センター事業参加者の送迎
- ・コツコツ体操
- ・雪かき (24 件)
- ・当番制になっているごみ収集所の掃除から当番を外している
- ・見回り、見守りを行っている (6 件)
- ・ゴミ捨てを手伝っている (14 件)
- ・地区集落協定で見守りサポート事業を家族民生委員事務局で展開している。
- ・隣同士を基本に実施している。内容は、いろいろ。
- ・サロンなどの皆さんが知っている認知症患者などを、見守っている。
- ・買い物の手伝い (買い物応援) (10 件)。
- ・サロン等の送迎 (3 件)
- ・行政区のメンバーで声掛けをして安否確認をしている。異変があれば連絡をもらうようにし

ている。

- ・行政区で高齢者の見守りをおこなって弁当宅配を週1回行っている。

- ・通院の手伝い（9件）

- ・声かけ（7件）

- ・回覧板その他、機会がある度に、声かけ・訪問を近所同士で行っている。

- ・地域住民同士のつながりを深めるため、お茶飲み会、花壇づくり、日帰り温泉等、会う機会、出かける機会を作っている。

- ・行政区有志のメンバーで主に一人暮らし高齢者宅などの草刈作業しながら、様子を伺っている。

- ・草刈り作業（7件）

- ・一人暮らし世帯を見守りしてくれる人がいる

- ・一人暮らしの高齢者の班（輪番制）廻りの役員及び共同作業等の軽減

- ・自治会で「お助けボランティア活動」を実施している

- ・地域の団体としてではなく住民同士（隣人、友）買い物支援、ドライブなどで声をかけてくれている

- ・お茶会等への送迎（2件）

- ・気づいたこと、時にも互いに声を掛け合い確認（体調）したり、生活に張りが出るよう行事（こんなことあるね！行く？）等知らせるなどおしゃべりしている。

- ・さまざまな手伝いをさりげなくしている。

- ・猿沢カーシェアリング

- ・新聞受けが遠い方に見守りを兼ねながら毎日届けている。

- ・地域での会合の際、歩行困難な方の送迎、特に一人暮らしの方住民同志の繋がりとお話する事により心理的支援。

- ・老々世帯及び一人暮らしの方へ配色弁当を作りふれあい訪問支援（安否確認、話し合いの場）

- ・タイヤ交換を手伝っている

- ・認知ぎみの方が夜に散歩に出かけた日があり、地域の数人に連絡が有り探したことがあった。その後家族に了解を得て「地域連絡網」で「見かけたら声をかけて保護し、自治会長に知らせる」とした。

- ・市より協力を得て元気生き生き教室を年3回、その他を地区で4回実施している。
- ・何か問題がおきた時は行政区のメンバーが集まって話し合い、問題解決を考えている。
- ・地域防犯活動で訪問活動
- ・地域社協、防犯協、老人クラブ、介護予防教室等で見回り、ゴミ問題に対応している。
- ・散歩を一緒に
- ・家や人のつながりの強い地域なので、介護や認知症などで小さな問題は近隣同士で相談、解決している事が多いです。
- ・依頼があれば、普段交流のある人や隣近所の人が面倒をみている。
- ・話し相手になっている

問 24 地域での生活課題に向けて、具体的な方策や提案

- ・買い物移動支援
- ・いろんな同好会を作り活動している。カラオケ同好会、映画鑑賞同好会、マージャン、グラウンドゴルフ、吹き矢、など
- ・サロンを続けているのはいいことだと自認している。
- ・市民センター中心に課題や事業などについての話し合える場が必要と思う。
- ・一部の住民で、月に一度のイキイキサロンを開いている。課題は、食事会がおもて、少食な方は参加しづらいようがかたよりがある
- ・サロンの開催 (24 件)
- ・地域住民相互での 見守り
- ・サロンを開催しても参加する方、しない方が決まっているのでサロンだけでは解決できない問題です。それでも農村部の高齢者は畑を耕し、野菜を栽培しご近所へお裾分けをして社会に役立っています。近隣の交流が出来ているので狭い範囲での課題は解決できているかなと思います。
- ・サロンの出席者が女性ばかりなので特に一人暮らしの男性がおいでくださるよう、心がけている。
- ・とても難しい題材です。サロンは毎月行なっていますが、問題の解決とか提案などはしていません。それぞれの班がもっと密になって、困りごとなど吸い上げられたら良いと思います。

- ・ もっと具体的な情報があればと思うときがあります。
- ・ サロンを楽しみにしているので毎月欠かさず、体操をしたり、歌を歌ったりゲームしたり、楽しくやっています。
- ・ 60.70代が中心なので、引継ぎの目的を含め、若い世代と共同で芋の子掘りやその後食事会など交流を図っている。
- ・ 薬を正しく服用する方法など薬に関する相談会
- ・ 定期的に高齢者の方々との交流会をしている
- ・ 福祉事業所との連携。自治会との連携。
- ・ 交通の便がわるいので、菜の花バスや、デマンドバス、ライドシェア的なものを取り入れることはできないか？
- ・ 一人暮らしで高齢者世帯が年々増え他人の面倒まで見られない人がほとんどです。
希望者宅を巡回してくれる仕事人がいると助かるなあと考えたお宅がありました。例えばゴミの分別をしてゴミ出し場まで持って行ってくれる。
- ・ ミニサロン等を行い集まる機会を開催している
- ・ 住民同士のつながりを築くための集まる場をつくる
- ・ 不都合な場面があったら民生委員が行かなくても近隣の方がお世話することが多い。
- ・ 声かけ (2件)
- ・ 冬に気軽に集まる活動が近くのセンター等で定期的にあり、誘い合って参加できると良いと思います。
- ・ 地域内における生活課題の掘り起こしを自治会等で検討して頂き、課題についても優先順位にて対応出来るような組織を作る。
- ・ 地域住民が集まる場所があった方がいいと思う。
- ・ 気になる方の所得収入等の具体的な数字は知らなくても良いのですが、生活が本当に成り立っているのかの目安の情報が欲しいと思う時があります。
- ・ 自治会主導の行事、環境美化、資源回収を通して環境意識を高めるためだけでなく、会話を通して連帯意識を持つ機会を設けている。
- ・ 高齢者達が集まって研修をしながら交流を深めて行うことを計画したい。
- ・ 総会や役員会を定期的に開催(出席)し、問題点や意見を積極的に出し合い、検討している。
- ・ 住民が集まる場所をつくっていく。

- ・住民同士の繋がりはもちろんのこと、サロンに参加したくても交通の便で困難により参加できない方が多い。参加できないため孤立してしまう高齢者が増えている。できればタクシーなど利用できる補助金などがあると良いのではないかな。
- ・住民同士の集まる機会を設けて、話し合う場をつくっている。
- ・サロン施設へ定期的に参加
- ・情報が乏しい、全県や全国的な取組み状況を発信してほしい（地区の現状しか見ていない状況がある）
- ・毎月のサロンの日を強調した広告を月末に発行している
- ・サロン活動を充実
- ・百歳体操（2件）
- ・どのような生活課題があるのか、住民の声を聞く機会を設けたい
- ・声かけ、見守り訪問の取り組みがあればよいと思う。
色々集まる機会ももちろん大切だが、本当に支援が必要な人は中々出てこない人が多い。
- ・地区内を班に分けサロン開催日時にいつでも参加できるように回覧を回している
- ・現在も行っているサロン活動、地域活動はできる人ができることを続けてその様子を知っていただくこと、無理はしないことだと思っています。
- ・広報紙を発行今後検討したい。
- ・行政区で高齢者世帯の見守りをし、それに合わせた支援など、月1度でも気軽な体操など。
- ・買い物が難しい人が増加していると思うので、その対策が必要
- ・各種情報は回覧板にて周知している
- ・1人暮らしの高齢者に他者（近所の人）との繋がりが自分のためになることを理解してもらうよう努力している
- ・住民同士の繋がりを築くためサロン・世代間交流をしている（2件）
- ・少しでも体を動かしてみてもらいたいし、その中で対話したりしてほしい。毎回思考をめぐらせ取り組んでいます
- ・だれでも自由に集まれるような会を作る。
- ・打合せ会の議題を伝えていることで、話がスムーズに進行する。月一回の区長さんのお話等も参加している人の心意気、つながりを大事にしている。「ふれあいサロン」も温かい雰囲気でき持ちに互いに寄り添えることが多い。

- ・健康教室、料理講習など積極的に参加するように声がけしています。
- ・住民同士で時々テーマを設け、年齢に関係なく参加しやすい雰囲気を作り、交流の場を作り、互いに助け合う地域作り（新しく入居した人も取り組む工夫）
- ・地域活動を皆さんに知ってもらうために広報誌を発行している（2件）
- ・あったらよいと思う事、連絡をとり合うグループ…一人暮らしの方に連絡カードや通報システムを進めても、協力員（連絡員）を頼める人がいないからと断られる。
互いに何かあった時に連絡をとり合い助け合える。小さな互助会のようなグループがあったらと思う。（近隣でも仲が良いとは限らず難しい面はあるが・・・）
- ・日頃の見守り、1軒で両隣を気に掛ける
- ・区長、館長職との懇談会、情報共有のできる時間があれば良いと思います（地区全体で）
- ・ご近所同志の情報交換が出来るような場を設けたい。（茶飲み会等）
- ・高齢者が気軽に集まれるような企画を立案できれば？
- ・隣近所の声掛けからスタート
- ・サロン会（会員12ほぼ女性）があり、会員を増加させたい。
- ・老人クラブ（男性女性半半の人数）があるが、世話人が去年死去した為、活動が弱くなっており心配。ゲーム等の定期開催で男性の参加を図りたい。
- ・介護しない、されない健康寿命を目標に地区民に声かけをしていて介護予防教室を開催している。
- ・地域全戸にサロン、百歳体操を気軽に参加できるように案内チラシを配布している。
- ・65歳以上の女性だけのサロンの集まる機会を設けている。
- ・地域活動を皆さんに知ってもらうために広報誌を発行している。
- ・高齢になると出向くことがおっくうになり、地域とのつながりも情報も薄れていくので、個別の訪問や地区の広報紙を発行し、情報を伝えている。
- ・サロン活動の活発化を考えている。
- ・今まで出来なかったレクリエーションを計画したい。（お茶のみ会など市の協力を得ながら計画できたらいいと考えています）
- ・サロンで行っている小旅行への参加を呼びかけている。
- ・自治会独自の広報を発行している。
- ・ケイタイでお知らせ・案内・つぶやき等を送信している。

- ・サロン教室を毎月行っていますが、人数がほとんど同じ様ですし、今後どのようにしていくか検討していく所存です。
- ・楽しい広報誌を出したい・・・
- ・区長、自治会役員等と民生委員は協力し活動すべきと思う。自分は多くの情報を区長より頂いている。
- ・集まりに来る人はいつも同じ人なのでみんなに参加して欲しい。
- ・住民同士のつながりを築くため、いき百体操体験会や元気いきいき教室など継続的に開催している。仕事がある時その都度工法を作成し回覧している。
- ・老人会の集まりに行政より指導を得ている。
- ・高齢者を対象に気軽に集まる機会を設けている（月1回）
- ・民区に集会所がなく、サロンとか出来てなく、情報交換がなく、防災なども不安が有り、見守りもむずかしい。自宅を開放して、フリースペースを作る準備をしています。
- ・高齢者一人暮らしの方で買い物に苦労されている→他自治体で実施されている所がありますが、市とスーパーで連携を取り、買い物バスの設置をして欲しい。地域の高齢者を集め、スーパーを往復（買い物フォロー）
- ・サロンも新しい方がなかなか集まることがない（誘っても）気軽にとはいえ、市民センターが遠いとか様々な問題がある。
- ・サロンを楽しみに参加されている、80代の方々なので応じた内容にしている。
- ・住民同士のつながりを築くための行事の実施
- ・サロンの参加者が少なく 集客にどうしたらいいのかその都度考えている（高齢者が多くあるけなくなったという人が多いため）
- ・班会議でコミュニケーションをとる。
- ・集会所をもっと活用し、趣味の同好会など作る。
- ・民区独自の行事等は成り立たなくなっているので全体（民区を離れて）地区での行事等に参加していったほうがいいのではないですか。
- ・サロンで集まったとき日常の困りごとや近所の噂話など聞いたり話題にする。
- ・サロンをもっと多くの住民に周知してもらい もっと参加してほしい。そのためにもっと呼びかけたい。
- ・地域が広いので移動が大変⇒送迎する自動車があると良い

- ・子育てサロン開催（予約なし、参加費なし）活動内容についてわかりやすく、自然な形で広がり理解につながってほしい。
- ・皆で集うサロンと個別訪問の二つが大切であると思う
- ・公民館を月に一度開放日を設定して、気軽によってもらよう工夫している。
- ・サロンのお誘いを毎回出しているが。
- ・住民同士が集まる機会が 元氣いきいき教室、趣味の会、いきいき村、福寿会（老人クラブ）年二回行事 いっぱいあります。
- ・地区独自の行事を行い、隣人や地域の若者との会話を望んでいる。年一回の総会も 閉会後の雑談会も無く 若者の参加も少ない。
- ・サロン 百歳体操に参加するにも送迎が必要です。
- ・毎月元氣いきいき教室を開いて集まりの機会を作っている。
- ・地域内各種団体での意見 情報交流の場を設ける
- ・80 才までいっていない女性軍でクラフトテープを使ってバックやカゴなどを作る。
またはお手玉を作り サロンデゲーム等などで使用出来るねと考えている。サロンで頭を使うこともあるが、わきあいあいを楽しみたい。
- ・毎年、移動教室で温泉にいらしています。一人で行けないので、つれて行ってもらうのがありがたいですと言われました。
- ・月 1 のサロン活動の実施で 高齢者を中心とするつながりの場となっていると思われる。
また買い物困難地域ということで年間 5 回の移動販売の実施が継続されている（社協の協力で実現されている）
- ・小旅行とか計画を立てて 元氣なお年寄りを楽しませたい。
- ・ゴミの分別からゴミ出しまでやってくる人がいたら助かる。

問 30 地域福祉の推進に関して意見など

- ・自分に余裕がないのでまだまだやることはあると思うのですが自分が協力できていない部分もある。自分のできる活動は楽しくさせていただいています。
- ・「高齢になりゴミの分別ができなくなる」これからどんどん増える(そう言う自分だっただろう)解決している先進例はないですか？喫緊の課題です。教えて下さい！
- ・担当地区内も少子高齢化人口減少となっており、1 人への役割が重なっている。事業を吟味

し、1人一役とし一人一人活動しやすくする必要があります。

- ・福祉事業も分業制なのか長寿社会課とか社会福祉協議会、広域行政組合、細分化しすぎて民生委員になりたての人には良くわからない。

手足となって動くのが民生委員なのか・・・

福祉はデスクワークだけでは成り立たないし、不登校やひきこもりの人達には専門家でなければとも思うのです。

- ・民生委員になり地域福祉に多少なりとも協力出来たらと思います
- ・昼動ける人がいない。
- ・ふれあいサロンを楽しみにしているお年寄りは多いが、参加したくても会場までの交通手段が無く参加出来なくなった方々があります。近くの方が善意で乗せて来るケースも見られますが、事故等が発生した場合を考えると問題です。山間部でもあり歩いて来る事も出来ない地域にはいきいきサロン参加者限定の無料タクシーが回っていただけるといいのですが。ご検討願います。
- ・自分はこの事業に向いてはいないのでは？
- ・一人暮らし高齢者の支援の充実をお願いしたい。
- ・地域福祉については、充実してきているようには見受けられるも、例えば市街地中心部と中心部から離れている地域とを比較してみると温度差が感じられる。今後はそういった地域・地方に更に目を向けた施策の展開を願います。
- ・ボランティア、NPOの活動支援（の周知が）ピンときません。情報発信はしていますか？
どのような活動をしていますか？
有線等でも情報発信をしてはどうでしょうか？耳からの情報が欲しいです（藤沢テレビ等）
「一関の町づくりの基本理念」を支所や図書館、病院、地区市民センター等へ表示してもらえませんか？
周知が足りないと思います。
- ・日中独居の方々への福祉（サービス）等 充実させたい
- ・個人情報保護法が非常に影響があると思う。情報を得ることが難しく、支援が出来ないという弊害も有ると思う。気づいたときはまわり（みんな）で支えあう気持ちは誰もが持っているが、本人が声をあげない限りわからず（負の部分が隠れてしまっている）ことに疑問
- ・高齢者が多くなり地域貢献が難しくなって来ている

- ・令和7年度より民生委員会議の日程が一方的に変更された。執行部側の都合のみで決定され、これまでの年間計画（日程）が狂ってしまった。

全体定例会では質疑・協議の声が全く出ず意見がない。全く無意味。

このような状態で良い会議とは言えないので元に戻してほしい。地区との連携が取れにくくなるこういう状態ではもう辞めたい。大きいことが良いことではない。

- ・老人、子供、女性、青年部とわかれているのでこの区割りを取るような行事が多くあれば老若男女交流ができておのずと助け合いが生まれる

- ・地域福祉に関心がない住人が増えていて、例えば自治会に入らない、地区の役員を引き受けない・・・と言った若者などが多い、これでは次の世代につなぐ地域福祉活動は期待できない。

市の担当者、議員らと意見交換する機会が少ない。

- ・次を担う人材が少ない為、育成が難しい。男の人がサロンに来てくれない。年配になるとサロンに来てくれない。（迷惑かけるからと気遣いされる）

- ・担当地域を1つにすべき！

- ・地域で色々な活動をしように思っても、関係者はいても、協力してくれる人がいないのが現状です。（何かの役とか係を決めるにも、協力が得られず、いつも同じ人が役員とかをしなければならぬ）若い人たちの地域への理解や協同に、もっともっと参加してほしいと強く感じます。（難しいかも・・・）

- ・現実的に少子高齢化の波は避けようがない中、今ある人材、物資源を活用し地域内でも役員等の多数は中年層～高齢者～後期高齢者と移行される中、これからの若者層の育成に力を入れていってもらいたい。

- ・高齢者世帯、高齢者ひとり暮らしが多く行政はじめ各関係団体に相談することが多くなってきたように思います。各団体の対応が適切で大変助かっています。

つなぎ役の民生委員としては、大変心強いと思っています。

- ・今の時代は情報が分からなく昔のようにお茶のみ話からいろいろ知ることがありましたが、なかなか難しいですね。やっぱり人に出会ったらまずは挨拶が大切かなあと思います

- ・身近な病院が閉める事になり、少し離れた病院に通院する事になった。行きのバスはあるものの帰りのバス時刻が不便であるとの声、低所得者には帰りはタクシーで、とも負担が大きい、地域医療はかかせないものである為、住民が安心できる様お願い致します。

・協力者、世話人等全て高齢者で若い人の協力が得られないのが残念です。

・「国の制度について要望」

①児童扶養手当の支給要件について

祖父母が孫を療育している場合、祖父母が年金受給していると児童扶養手当が受給できないとありますが、子の健全な養育のためこの要件の撤廃を要望します。

②昨今市民税非課税世帯に給付金が支給されていますが、ほんのチョット課税されているため受給できない世帯があります。どこかで線引きは必要かとは思いますが、支給要件全般の見直しを要望します。

・地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない

・高齢化が進み民生委員のなり手がなかなかいません。一度委員になってしまうと何年も続けなくてはならないような現状です。私も最初は大変な仕事を引き受けてしまったなと思いましたが、いろいろな人と関わるうちにやりがいみたいなことも感じるようになってきました。しかし、それが何年も続けるのは負担に思うようにもなりました。自身が高齢者になってきつつあるからです。若い人たちに活動を理解してもらい、知ってもらい機会や民生委員の決め方を考えてもらいたいと思います。

・よりよくしていくためには、みんなで気づいたり、お世話したり一緒に生活を地域で育てていくことが大切かと思えます。年を重ねると人さまをささえるより基本的に「自分のことは自分で守る」姿勢を一人ひとりが持つことによって各世代が役割を担うことになると思う。ひとりひとり、その人その人ができることで協力する、協調する、積極的な思いやりを大事にする。そして伝える、気にかける、感謝するなど互いに生きていく人として優しくかわりたいたいものです。また民生委員がその地域にいることによって、見守る体制、ひとりひとりの健康状態やその人を見届けるひとがいることは、すこしでも地域のコミュニケーションが保たれる。ささやかなことも、集会所に集まり一緒に行動したり、創作したり笑ったり踊ったり、ゲームをしたり、歌を歌うことを通して、一人ではない、みんな同じような思いをして、ホッとする心地よさ、そのようなちょっとしたひとときの場を大事に保障していきたいと思う

・地域福祉の充実のために叶わない事だけど一言行政区毎に民生委員を置いていただければ高齢者や障害者にもっと支援できる。よくわからない隣の人たちに先ずどう関わっていくかか

ら悩んでいる。だからだれも民生委員を受けてくれない現状です。民生委員の活動はとても大事な事だとわかっているがゆえ民生委員が活動しやすい環境を国にお願いしたい。

- ・高齢化が進んでいます。(地域)携わる方々も高齢者が多く、将来が心配です。地域にあった推進も必要。例えば交通手段など。
- ・いろんな団体と意見交換を行う事はとても良いことと思います。(住民一人一人が安心して安全な生活を送れる様に。)
- ・自殺する人が多いので、一人でも少なくなるよう対策が立てられたらいいと思います。
- ・災害時避難行動要支援者名簿について、いまだに更新されていない。この名簿を使い地域間で実際の避難や支援について考えていく必要があるはず。名簿の重要性を区長等や支援について考えていく必要があるはず。名簿の重要性を区長等含めきちんと理解できるような学習の場が必要と思う。
- ・現状で70～80歳位の人達は近所づき合いがうまくいっている様に思えますが、最近の人は、部落の行事にも参加がなく、孤立している家庭が目立っている。家をたずねてもあまり関心がない。生活費がどの様になっているのか、不明な家庭がいくつかある、区長も知らない、きくこともできない(ききづらい)
- ・保健や福祉に携わっている人達には頭が下がります。特にもいつも身近で助けていただいている包括支援センターの職員の方々には感謝に堪えません。
- ・介護保険サービスの利用は進んでいるように感じますが、担い手不足の影響はもう出始めているのか、ひとり暮らしの方の中にはヘルパーさんをお願いしているが、人員不足で少し待ってと言われている人もいます。これからの時代少子高齢化が進みサービスを受けたくても受けられない人も増えるのでは、と心配されます。
- ・民生委員の活動をしていて対応に苦慮するのは、ひとり暮らしで子どもがなくきょうだいがいても仲が悪く病気になり弱った時に連絡しても来てもらえない場合などです。例えば本人は病院に行くことを拒否、誰も来てもらえないような場合の対応を相談できる場所や対応など具体的に教えていただくと助かります。
- ・子供を連れて安心して遊ばせる場所が少ないという声を聴きます。充実させてほしい、例えば東山の唐梅館公園や石と賢治のミュージアムの遊具は使用できないものや、古いものしかない。
- ・80世帯担当しています。30歳～50歳男女共に独身者が大多数です。又は子供たちが転出し

て家に戻らない高齢者だけの世帯になってきています。10年後には老々介護 80・50問題、一人暮らしの3パターンがほとんどです。

福祉事業も大事ですが若い人が働く企業が欲しいです。なぜ北上市付近には企業があつまるとか。萩荘付近にスマートインターチェンジを作り、工業団地に道路を通す。企業が企業を呼ぶ効果がでるのではないですか。

- ・プライバシーを守ることと情報を得ることが相反しており難しい。プライバシーを守ること
に徹すると情報共有は最小限にとどめるしかない。

信頼がないところに福祉は推進できない

- ・福祉サービスの充実とはあるが、現実には私共が相談に市、協議会に話しても相談体制が充実していない。
- ・地域の実態把握をていねいに行い、その上での施策であってほしい。
- ・市の高齢化福祉としてはどの様に地域の高齢者に声掛けをしているのか、事務的なことばかりなのか内容がよくわかりません。相談に行った時は話を聞いてくれアドバイスはしてくれますが、一緒にその地域を回ったりとかではなく、情報もあまり私達まで降りてこない気がします。
- ・課題は山積みの地区だと感じていますので、これからも協力出来る事は協力しながら、福祉全般についてやっていければ良いと思います
- ・ふれあいサロン活動で参加者への動機は、参加者増加に向けての活動等で、具体的には成功例の紹介をして欲しい。
- ・老人クラブの活動に関する支援、研修の場を設けて欲しい。
- ・貸与、レクリエーション用具の充実を図って欲しい。
- ・介護サービスの利用者がふえ、安心しているところが大きいです。継続的な見守りになり利用者もヘルパーとよく繋がっているようです。一方自立精神を尊重しながらサービス利用をこばむ方々にはより多く足を運んでいます。
- ・避難行動要支援者の守秘義務がネックです。近隣の方にも承知してもらい常々の心づもり、災害時の支援者になってほしいです。
- ・新興住宅地となり若い方々が増えました。従来の民区行事の形をかえPTA参加を促し、今後の継承に努めています。
- ・地域福祉の拡充には、市・社協・地域の高齢者が模範を示すことこそ必要です。

- ・地域においても高齢化がすすみ何か行事をするといっても参加する方が少ないので思うような取り組みができない状況にある。何とかしたいと思っても解決策が見つからない。
- ・アンケートに答える知識やりがいがかたしくきちんと答えられません。申し訳ありません。
- ・問28~の回答ですが、民生委員としての活動は行って、色々な方(包括支援、介護事業所、行政、地域の方々)に協力、ご意見を頂きながら活動していますが、福祉計画、どこの部署、どの様な会があるのか、あまりわからず回答できませんでした。
- ・福祉教育の充実ではないかと思う。
- ・相手を思い創造力を働かせ活動する姿が大事と感じていますが、相手にとっては？という思いも強くあります。声掛けされるのがその人にとって良いことなのか、あえて見守りだけで何かの時には少しでも支える側になれたらと思っていますが、対人はむずかしいです。
「受け入れる」「共感する」「見守る」など福祉についてはさまざまな対応をその人に発することになりますが、少しでも地域の中で安心安全な暮らしにつながればと願っています。
- ・令和6年8月12日に台風で高齢者避難情報が出された。最寄りの避難所はアイドームとされたが遠くて年寄りには現実的でない。市役所へ問い合わせたところ、中心部の一関文化センターの避難所開設の見込みはないとのこと。休日につき人的な問題があったのかもしれないが、ありえない話。近所の年寄りたちも憤っていた。多くの人を受け入れ可能な文化センターは早期に開設されるべきである。
- ・弱者の生活しにくい社会に苦慮している。国の予算が我々市民・県民・国民に向いてない。
- ・民生委員として2年活動してきましたが、地域全体に活動する理解が少ない。
民区、区長、地域が世帯の事を理解し、近所の連携を強化していきたい。負担が多すぎる、役割分担が出来るのが望ましい。
- ・一関市地域福祉計画が推進できるよう研修会で周知することが必要と思います。具体的に誰がどのように行動するのか？行動レベル計画が自分としては見えない。
- ・役員への関心が低く、職場第一の考えが普通？私もでしたが退職者で民区を支えるのも変々な気がします。でも現実・・・
 たくさんのことをできませんが、顔を見て、話を聞いて道筋を一緒に考え、助けていただけるところへ繋がっていけばいいなと思っています。
 何かあればTELください・・・で歩いています。
- ・「地域福祉計画」が市民に充分周知されていないように思う。市民の理解がすすみ、協力して

地域の維持ができるようになればと思う

- ・高齢者状態が多い時代となることが想定され、皆の輪の中で互いに見守りをしながら暮らすことができれば、一人暮らしで所帯がなくても家族が安心できると思います。そのような施設が多くあったらいいなと思います。
- ・個人情報が変わらず（手に入らず）身動きがとれていません。表面のみの活動になっているのではと悩むところです。 そんなに望まれていないと思う最近です。たぶんできる範囲で良いのだと思っています。
- ・このアンケートについて現状がわかっていないので無責任になってしまった回答が多々ありました。
- ・地域活動に参加する方はほぼ同じ人が多い、参加しない方への進め方について考えてほしいし、教えてほしい。
- ・個人情報で わからないでいることが多々あります。民生委員として最低限必要（わかってもいいこと）な情報を提供してほしいと思います。民生委員は何でも分かっていると思われがちですので。
- ・高齢者が多くなり一人暮らしや二人暮らしが多くなって来ている。中には班長さんを体調など悪いので出来ないと言っている人も何人か言われている。地区によっては家が残って廃屋になって、だれも管理など出来ない状態が来ていますが、県と市でどう対処して行くのでしょうか。子供達が大変少なく、回りに結婚などほとんど無く少々しんぱいです。外の県町では移住者など募って上手く行われている所は羨ましいです。
- ・部署単位というか繋がりがまだまだ足りない様に思います。私たち民生委員は現場で色々な相談をいただいて来ますが、その上で誰に相談するかで悩みます。
- ・おかげ様で今回のこの調査で色々なことを考えさせられました。ありがとうございました。常々思っていることは障害者の現在というより勝手ながら 将来像をえがくとどうなるかと。それでも働きに出ている人はいいが家にひきこもりほとんど誰とも接していない人（現在は家族といるから良いが）はどうするのかなどと頼まれもしない心配をしている。本人はもちろん家族からも相談をうけていないし聞かれたくないオーラがあるので聞いてもいない状況だ。

○ 第3期 一関市地域福祉計画の策定について

1 計画の概要

- (1) 一関市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められた計画であり、地方自治体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法第4条に示された地域福祉の理念を達成するための方策の一つとなっている。
- (2) 市では、多様化する地域福祉の課題に対応し、福祉サービスの充実とあわせて、市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進する取り組みの基本的方針・方向性を示し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目的として、令和3年3月に一関市地域福祉計画を策定しました。
- (3) 市では、「一関市高齢者福祉計画」、「一関市障がい者福祉計画」、「一関市障がい福祉計画」、「一関市障がい児福祉計画」、「一関市成年後見制度利用促進計画」、「一関市再犯防止計画」、「一関市子ども計画」、「健康いちのせき 21 計画」を策定し、一関地区広域行政組合においては「介護保険事業計画」など、対象ごとの個別計画を策定しそれぞれの分野固有の施策については各計画に基づいて推進しています。
- (4) 一関市地域福祉計画は、「一関市総合計画」を上位計画としており、また、個別に策定している計画に共通する理念や考え方を明らかにし、保健福祉分野の施策を横断的、体系的に推進するための基本計画として位置づけられています。
- (5) 一関市社会福祉協議会で策定した「一関市地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画であり、これらの計画と連携しながら本計画を推進しています。
- (6) 計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間としています。

○社会福祉法上の地域福祉計画の位置づけ

（地域福祉の推進）

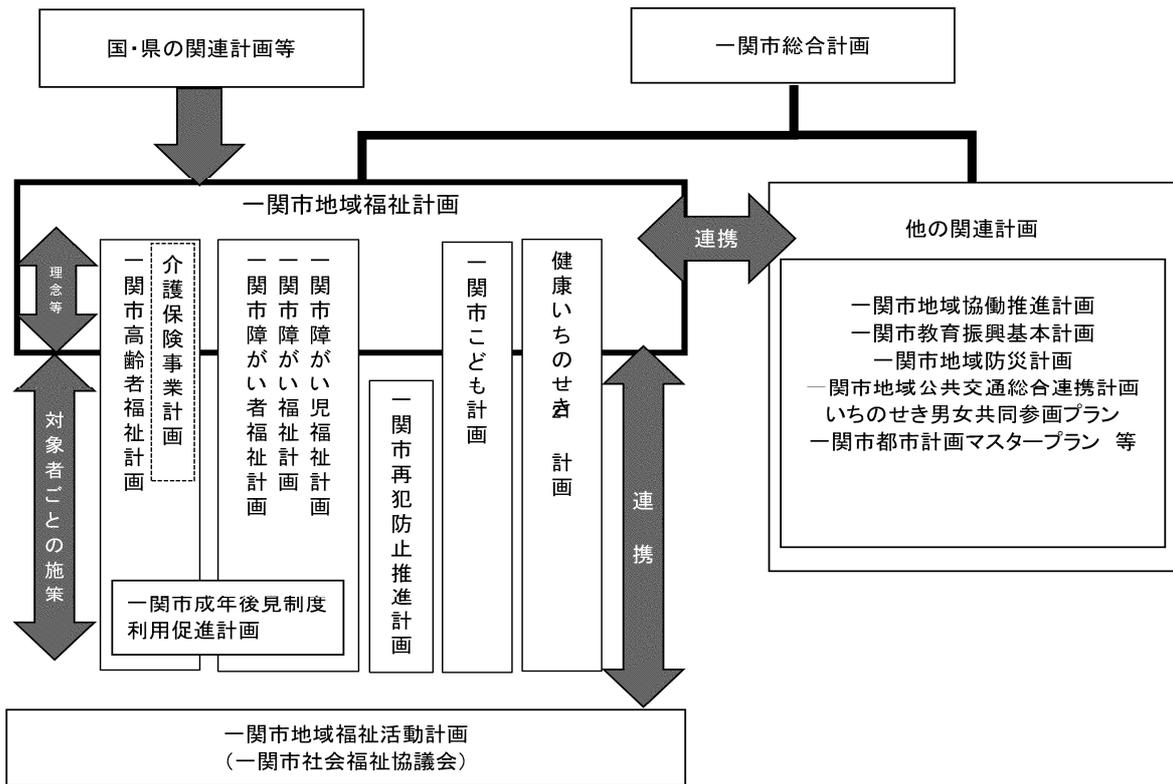
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

《計画の位置付け》



■ 各計画の計画期間

| 計画名 | 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------------------|----|-------------------|------------|-----------|-----------|------------------|------|------------|------|------------|------|
| | | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 総合計画 | | H28～R2 前期基本計画（5年） | | | | R3～R7 後期基本計画（5年） | | | | | R8～ |
| 地域福祉計画 | | H28～R2（5年） | | | | R3～R7（5年） | | | | | R8～ |
| 高齢者福祉計画 | | ～H29 | H30～R2（3年） | | R3～R5（3年） | | | R6～R8（3年） | | | |
| 障がい者福祉計画 | | ～H29 | H30～R5（6年） | | | | | R6～R11（6年） | | | |
| 障がい福祉計画 | | ～H29 | H30～R2（3年） | | R3～R5（3年） | | | R6～R8（3年） | | | |
| 障がい児福祉計画 | | 未策定 | H30～R2（3年） | | R3～R5（3年） | | | R6～R8（3年） | | | |
| 成年後見制度 利用促進計画 | | 未策定 | | | R3～R5（3年） | | | R6～R8（3年） | | | |
| 再犯防止推進計画 | | 未策定 | | | | | | R6～R7（2年） | | ※R8～ | |
| 子ども計画 | | H27～R1（5年） | | | R2～R6（5年） | | | | | R7～R11（5年） | |
| 健康いちのせき 21 計画 | | H29～R8（10年） | | | | | | | | | |
| 地域協働推進計画 | | ～H30（5年） | | R1～R5（5年） | | | | R6～R10（5年） | | | |
| 介護保険事業計画 | | ～H29 | H30～R2（3年） | | R3～R5（3年） | | | R6～R8（3年） | | | |
| 地域福祉活動計画 | | H26～R2（7年） | | | | R3～R7（5年） | | | | | R8～ |

※再犯防止計画については、次期地域福祉計画（令和8年～12年）の中に含み一体化する予定にしております。

市町村地域福祉計画策定ガイドラインについて

令和2年に社会福祉法の一部改正とともに市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示されました。その中で、以下の5項目が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として定められました。

■市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示す計画に盛り込むべき事項

| |
|---|
| 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 |
| ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 |
| イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 |
| ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方 |
| エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 |
| オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 |
| カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 |
| キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 |
| ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 |
| ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 |
| コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 |
| サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 |
| シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 |
| ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 |
| セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 |
| ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 |
| タ 全庁的な体制整備 |
| 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 |
| ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 |
| イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 |
| ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 |
| エ 利用者の権利擁護 |
| オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策 |

| | |
|---|--|
| 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 | 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 |
| 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 | <p>ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</p> <p>イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p> <p>ウ 地域福祉を推進する人材の養成</p> |
| 五 包括的な支援体制の整備に関する事項 | <p>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <p>(ア)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (ウ)地域住民等に対する研修の実施</p> <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</p> <p>ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築</p> <p>(ア)支援関係機関によるチーム支援 (イ)協働の中核を担う機能 (ウ)支援に関する協議および検討の場 (エ)支援を必要とする者の早期把握 (オ)地域住民等との連携</p> |
| 六 その他 | 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等 |

一関市地域福祉計画(R8~R12)策定スケジュール

| 会議等名/月 | R7.2 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | R8.1 | 2 | 3 |
|---|---------------------------------|-----|-------------------|--------------------------|---------------------------|---|----------------------|------------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|
| 地域福祉計画推進会議(5回想定) 市民や福祉団体等の関係者などを委員として、計画の策定に関する協議を行う | ●(2/13) | | | ●(6/24) 情報共有・方針・進め方など | ●(7/28) 情報共有・骨子 | | ●(9/16/19) 骨子について | | ●(11/18) 一次案について | | ●(1/22) 最終案について | | ●(3/中) 完成版について(決定) |
| 庁内会議 庁内の関係部局の職員により、計画策定に必要な事項の検討を行う | | | ●(5/16) 情報共有など | | | | | ●(10/28) 一次案について | | ●(12/23) 最終案について | | ●(2/5) 完成版について | |
| 調査 | 民生委員 児童委員を 対象とした 調査実施済 | まとめ | 評価 | | 行政区長を 対象とした 調査を実施 | | ↔ | ↔ | | | | | |
| 懇談会・高校生ワークショップ | | | | | ● 高校生ワークショップ (移動見学) | | | ● 社会福祉 法人懇談 会 | | | | | |
| 市民からの意見聴取 パブリックコメントの募集 | | | | | | | | | | | | パブリック コメント | |
| 市民への周知 計画概要版の配布、市広報と市ホームページへの掲載など | | | | | | | | | | | | | ● |

※進捗状況を確認するため、随時、市と社会福祉協議会の課長と担当者の「拡大事務局会議」、担当者レベルの「事務局会議」を開催する。

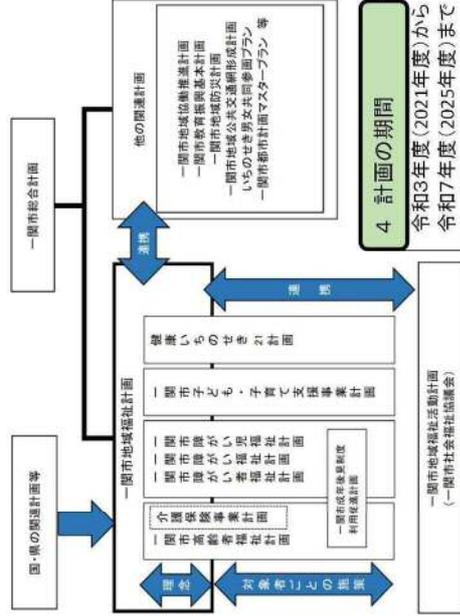
第2期一関市地域福祉計画の概要

1 背景

- 少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、家族のもつ様々な役割の弱体化や市民相互のつながりが希薄化。
- 社会経済情勢の急激な変化により、生活不安やストレスの増大。自死や家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなどの社会問題。
- 様々な分野の課題が絡み合い「複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化している。(8050問題やダブルケアの問題)
- 社会福祉法で地域福祉の推進と市町村地域福祉計画の策定を規定。

3 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づき「一関市地域福祉計画」です。
- 「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画です。
- 「一関市高齢者福祉計画」、「一関市障がい者福祉計画」、「一関市子ども子育て支援事業計画」、「健康いちのせき21計画」など対象ごとの個別計画を策定しており、それぞれ分野固有の施策については、各計画に基づいて推進します。
- 「一関市地域協働推進計画」や「一関市社会福祉協議会」で策定した「一関市地域福祉活動計画」など関連する各計画と連携しながら本計画を推進します。



5 地域福祉を推進するための役割

- 地域福祉の推進にあたっては、市民や福祉事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うとともに相互の協働により進めることが求められます。
- **市民(市民、地域活動団体、企業など)** 福祉サービスの利用者であることと併せ、地域福祉の担い手でもあることへの理解を深め、積極的な参画が期待されます。
- **福祉事業者(福祉サービス事業者)** 多様なニーズに対応し、良質かつ適切な福祉サービスの提供、利用者の権利擁護、利用者の立場に立つ福祉サービスの確保に努め、地域での生活を支援することが期待されます。
- **社会福祉協議会** 「地域福祉活動計画」を推進する中で、様々な分野で大きな役割を担うことが期待されます。
- **行政** 市民、福祉事業者、社会福祉協議会との協働により本計画を推進します。地域福祉のニーズ把握に努め、福祉サービスの利用促進と体制整備を図ります。

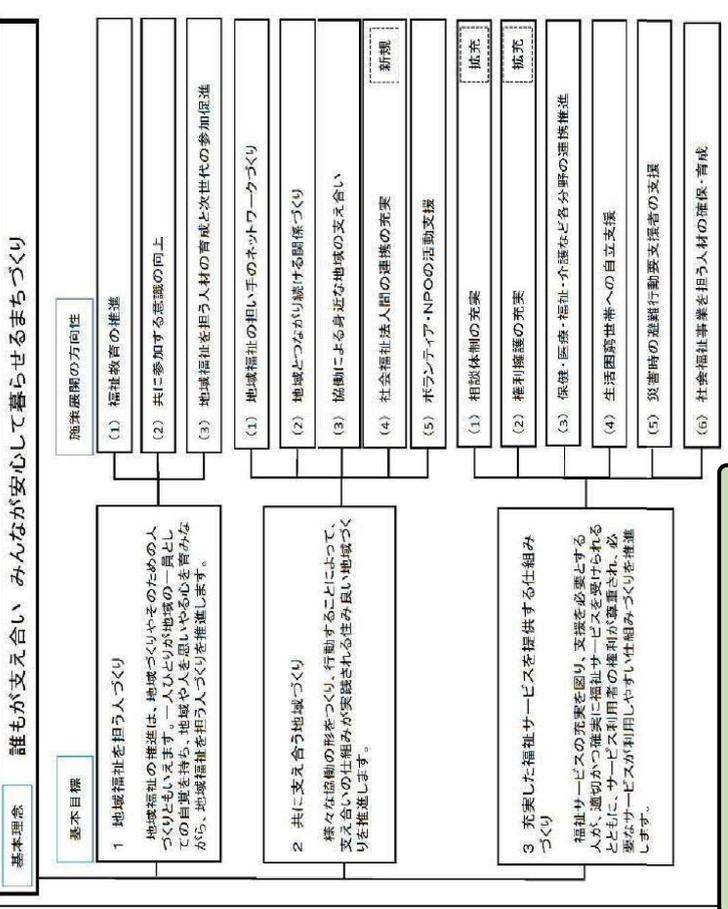
6 各種計画に共通する考え方

- **地域共生社会の実現** 地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による「包括的な支援体制」の構築に取り組みます。
- **SDGsの推進** 本計画の基本理念は、SDGsの理念「誰一人取り残さない」と重なり合うことから、SDGsを福祉の側面から推進します。
- **新しい日常の推進** 感染症に備えた対策を常に意識していく「感染症との共存」や「新しい技術や新しい視点を活用した「新しい日常」の推進」などに取り組んでいきます。
- **情報通信技術(ICT)の活用** 福祉サービスに限らずあらゆる分野において、情報通信技術(ICT)の活用により、業務の効率化や人材不足の解消が期待できることから、その活用を検討し取組を進めていきます。

2 目的

- 多様化する地域福祉の課題に対応した、福祉サービスの充実。
- 市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進する取り組みの基本的方針・方向性を示し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目的として策定するものです。

7 計画の基本的な考え・施策の展開



8 重点取組項目

- **相談体制の充実**
 - ① 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制により受け止める体制の整備に努めます。
 - ② 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を推進し、個々の事情に合わせた情報の共有や適切なサービスが提供されるよう努めます。
- **権利擁護の充実**
 - ① 権利擁護支援の中核的な役割を担うための地域ネットワークの構築を進めます。
 - ② 認知症の人や障がい者等が住み慣れた地域で安心して、そのらしい生活を送るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向けた啓発に努めます。
- **社会福祉法人間の連携の充実**
 - ① 社会福祉法人が行う「地域における公益的取組(地域貢献の取組)」を推進します。
 - ② 地域の課題解決に社会福祉法人が共同して対応するため法人間の連携を推進します。

9 計画の周知・普及

- 広報、ホームページ等で周知を図ります。
- 市民を対象とした懇談会等を開催し、地域福祉の考え方や本計画の目指す理念や取組について、周知・普及を図ります。

10 計画の推進と点検・評価

- 知識経験者、福祉団体、市民活動団体、公募した市民などで構成する「一関市地域福祉計画推進会議」において意見交換を行い本計画を推進します。また、本計画の進捗状況等については、推進会議や懇談会等での意見、各種調査、庁内関係部署並びに関係機関と連携し、定期的に点検・評価を行います。

1 計画策定の背景と目的

全国の刑務所検挙人員が平成16年をピークに減少を続けている一方、検挙人員に占める再犯者数の割合は上昇を続け、令和2年には過去最高となる49.1%を記録し、検挙者の2人に1人が再犯者という状況です。

平成28年12月、「再犯防止推進法」(以下「法」という。)が制定、施行され、市町村においても、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとされました。

当市においても、同法の趣旨をふまえ、再犯防止を推進することにより、市民の犯罪被害を防止し誰もが安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目的として本計画を策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、「誰もが支えあいみんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする一関市地域福祉計画を上位計画とし、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定します。

3 計画期間

令和6年度から令和7年度までの2年間とします。ただし、社会情勢の変化や国や県の計画の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 再犯防止施策の対象者

犯罪をした者、非行少年若しくは非行少年であった者(以下「犯罪をした者等」とします。「犯罪をした者等」には、刑務所等の矯正施設出所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含まれます。

5 重点課題

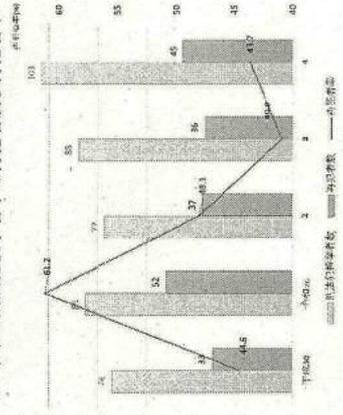
- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑤ 国・県・民間団体等との連携強化

6 施策の展開

- 1 就労・住居の確保
 - ◆ 現状と課題
 - 再犯者の中には、再犯時に無職だった者や、刑事施設等を出所した後適当な居住先を持たなかった者が多く、犯罪をした者等の就労と住居の確保は、再犯防止のための重要な課題となっています。
 - ◆ 具体的取組の例
 - ・生活困難者への生活相談、継続的な就労指導
 - ・低所得者等への市営住宅提供
 - ・住居確保給付金の支給による支援
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進
 - ◆ 現状と課題
 - 犯罪をした者等は、因習や住居、障がい、高齢、社会的孤立等の複合的な課題を有していることが多く、再犯防止にあたっては、各分野の専門機関が連携して支援していく必要があります。
 - ◆ 具体的取組の例
 - ・地域包括支援センターによる高齢者の総合的支援
 - ・民生、児童委員による福祉サービスの相談支援
 - ・生活困難者に対する自立支援、医療扶助認定
 - ・アルコールや薬物依存、こころの健康の啓発および相談支援
- 3 学校等と連携した就学支援の実施
 - ◆ 現状と課題
 - 一般的な高等学校等への進学率に対し、入所刑者の高等学校等への進学率は低く、様々な問題を抱える少年等が学習機会から遠ざかることがないよう、関係機関等が連携して対応する必要があります。
 - ◆ 具体的取組の例
 - ・児童生徒就学援助事業および奨学金の貸付
 - ・「一関子ども悩みごと相談電話」の設置および周知
 - ・「一関子どもセンター」の設置による子育て支援、相談及び情報発信の充実
- 4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
 - ◆ 現状と課題
 - 地域の再犯防止を支える民間ボランティアについて、高齢化や担い手不足が進んでおり、再犯防止活動の体制確保に向け、活動の支援や地域住民に対する活動内容の広報・啓発の推進が必要となっています。
 - ◆ 具体的取組の例
 - ・保護司会、更生保護協会の運営費補助
 - ・更生保護ボランティア団体の活動周知、理解促進
 - ・防犯協会等の防犯ボランティア活動支援
 - ・更生保護サポートセンターへの市有施設提供
 - ・更生保護ボランティア等の人材確保支援
- 5 国・県・関連機関及び団体等との連携強化
 - ◆ 現状と課題
 - 犯罪をした者等への支援は、国と地方公共団体がそれぞれの枠組みの中で実施しているところですが、互いに連携し、一体となって切れ目のない支援を行っていく必要があります。
 - ◆ 具体的取組の例
 - ・関係機関および団体との情報共有、啓発活動の共同推進
 - ・関係機関および団体による、官民一体となった「社会を明るくする運動」の実施
 - ・更生保護団体主催の研修会等の共催、後援および職員の積極的参加

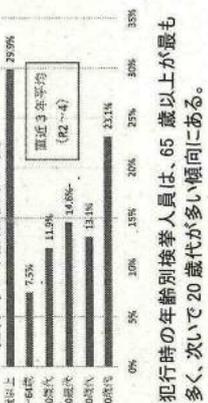
【一関市の状況】

▽ 本市の刑務所検挙者中の再犯者及び再犯者率

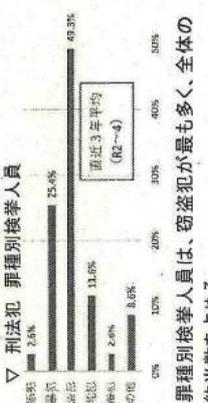


・再犯者率は全国平均を下回っているものの、5年平均で47.7%と刑法犯の半数近くを再犯者が占める。
 ・刑法犯検挙人員の総数は、近年増加傾向約半数を占める。

▽ 犯行時の年齢別検挙人員



▽ 刑法犯 罪種別検挙人員



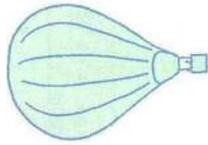
・罪種別検挙人員は、窃盗犯が最も多く、全体の約半数を占める。

一関市総合計画

後期基本計画

2021-2025

(令和3年度-令和7年度)



序

- 第1章 総合計画後期基本計画の策定に当たって
 - 1 後期基本計画策定の趣旨……………4
 - 2 社会情勢の変化……………5
- 第2章 総合計画について
 - 1 計画の性格と役割……………8
 - 2 計画の構成と目標年次……………8

第3章 市のすがた

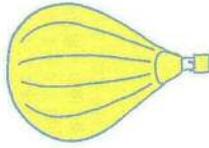
- 1 市の概要……………10
- 2 一関市人口ビジョンの概要……………13
- 3 経済の状況……………18
- 4 通勤・通学者の現状……………20
- 5 一関市の財政……………21

基本構想と前期基本計画の達成状況

- 第1章 基本構想の概要
 - 1 一関市の将来像……………28
 - 2 将来像を実現するためのまちづくりの考え方……………28
 - 3 将来像を実現するためのまちづくりの目標……………29
 - 4 将来像を実現するためのまちづくりの進め方……………30

第2章 前期基本計画の達成状況

- 1 前期基本計画の「主な指標」達成状況について……………32
- 2 各施策分野における「主な指標」133項目の達成度……………33



後期基本計画

- 第1部 重点プロジェクト
 - 1 重点プロジェクトとは……………38
 - 2 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ……………38
 - 【プロジェクト1】まち・ひと・しごと創生……………40
 - 【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり……………46
 - 【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興……………50

第2部 分野別計画

- 分野別計画の体系……………54
- SDGsと分野別計画の関連性……………56
- 分野別計画の見方……………58
- 1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち
 - 1-1 農林水産業……………62
 - 1-2 工業……………72
 - 1-3 商業、サービス業……………76
 - 1-4 雇用……………80
 - 1-5 観光……………84

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

- 2-1 都市間交流、国際交流……………90
- 2-2 道路……………92
- 2-3 公共交通……………96
- 2-4 地域情報化……………100
- 2-5 地域づくり活動……………102
- 2-6 移住定住、関係人口、結婚支援……………104

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

- 3-1 子育て……………108
- 3-2 義務教育、高等教育等……………112
- 3-3 青少年の健全育成……………118
- 3-4 生涯学習……………120
- 3-5 文化芸術、スポーツ・レクリエーション……………124
- 3-6 人権、男女共同参画……………126
- 3-7 文化財の保護、地域文化の伝承……………128
- 3-8 骨寺村社園遺跡の保護……………130

- 4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち
 - 4-1 自然環境、環境保全……………134
 - 4-2 公園……………138
 - 4-3 資源・エネルギー循環型社会……………140
 - 4-4 住環境、景観……………144
 - 4-5 上水道……………146
 - 4-6 下水道……………148

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

- 5-1 医療……………152
- 5-2 地域福祉……………156
- 5-3 高齢者福祉……………160
- 5-4 障がい者福祉……………164
- 5-5 健康づくり……………168
- 5-6 防災……………170
- 5-7 消防、救急、救助……………174
- 5-8 防犯、交通安全、市民相談体制……………178

第3部 まちづくりの進め方

- 1 SDGsの推進……………182
- 2 「新しい日常」の推進……………184
- 3 協働のまちづくりの推進……………186
- 4 健全な行政運営の推進……………188
- 5 広域連携の推進……………192

資料編

- 1 市民意向調査（アンケート調査）の結果……………196
- 2 用語解説索引……………206
- 3 新型コロナウイルスの影響における動き……………208
- 4 後期基本計画策定の経過……………210
- 5 諮問書……………212
- 6 答申書……………213
- 7 一関市総合計画審議会委員名簿……………214
- 8 一関市まちづくりスタッフ会議委員名簿……………215
- 9 一関市総合計画審議会条例……………216
- 10 一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱……………217
- 11 一関市総合計画推進委員会設置規程……………218



将来像 将来像を実現するための基本目標

基本目標を達成するための大目標(大分類)

| | | |
|--------------------------|---|-------------------|
| ひとりひとりが輝く 挑戦し続けるまち いちのせき | いちのせきで「いきる」 ひかり輝く「ひとつづくり」 | 大切なひととの未来を育むまち |
| | いちのせきで「くらす」「つどう」 暮らしやすい・住みやすい環境を築くまち | 学びによる可能性を広げるまち |
| | いちのせきで「はたらく」 やりたいことが実現できる「しごとづくり」 | 自分らしさを互いに認めあえるまち |
| | | いきいきと自分らしく暮らせるまち |
| | | 暮らしやすい・安心を感じられるまち |
| | | ひとが集まり活力があふれるまち |
| | | 環境にやさしいまち |
| | | 地域産業が元気なまち |
| | | しごとの可能性が広がるまち |
| | | 多様な働き方が実現するまち |

大目標を達成するための中目標(中分類)

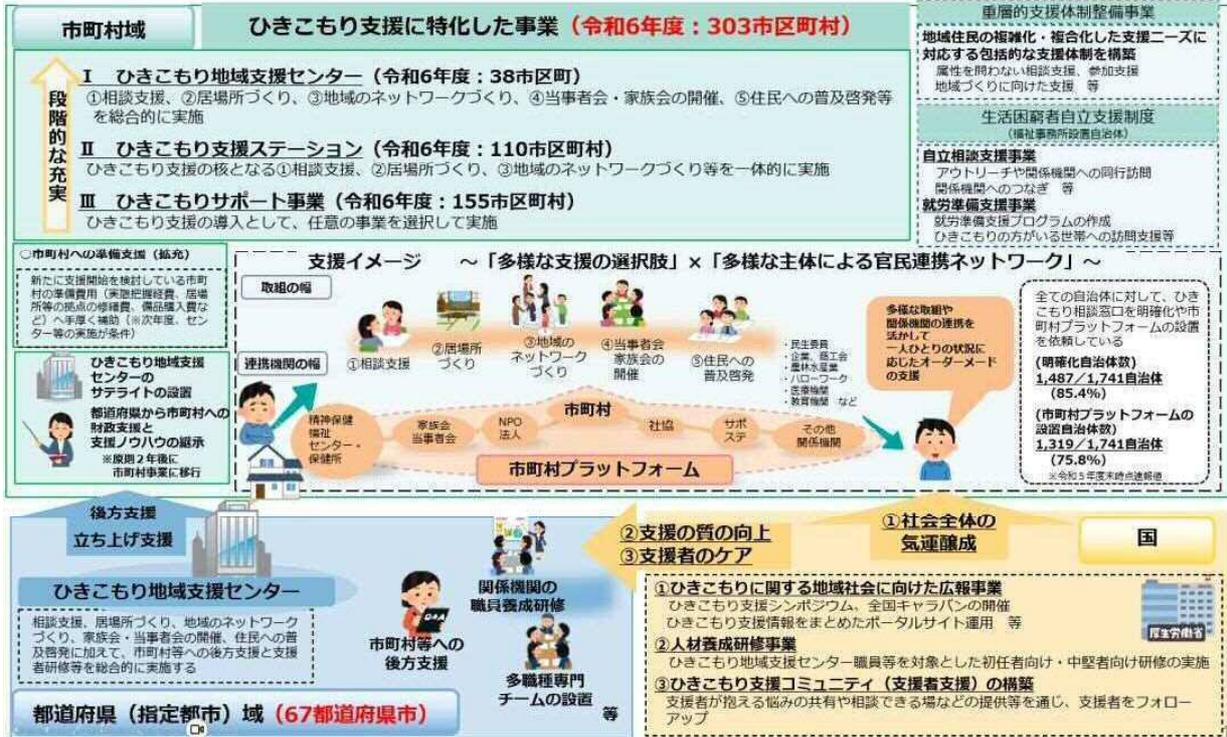
| 重点 | 項目 | 目指す姿 | ページ |
|----|------------------|--------------------|-----|
| | 01 結婚と出産の支援 | ⇒この項目ごとに個別ページを作成する | P0 |
| | 02 子育ての支援 | | P0 |
| | 03 学びの場の整備 | | P0 |
| | 04 生涯学習の推進 | | P0 |
| | 05 こどもの健やかな育成 | | P0 |
| | 06 平等な社会の形成 | | P0 |
| | 07 ともに支え合う地域づくり | | P0 |
| | 08 健康寿命の延伸 | | P0 |
| | 09 多様な社会参加の促進 | | P0 |
| | 01 つながる機能の整備 | | P0 |
| | 02 暮らす機能の整備 | | P0 |
| | 03 医療・福祉体制の充実 | | P0 |
| | 04 安全な体制の整備 | | P0 |
| | 05 まちにつながるひとの拡大 | | P0 |
| | 06 地域づくり活動の充実 | | P0 |
| | 07 まちの景観の保全 | | P0 |
| | 08 脱炭素社会の実現 | | P0 |
| | 09 自然と資源の保全 | | P0 |
| | 01 農林業の基盤強化 | | P0 |
| | 02 商業・観光業の振興 | | P0 |
| | 03 工業の振興 | | P0 |
| | 04 働く場の創出 | | P0 |
| | 05 起業、事業承継の支援 | | P0 |
| | 06 専門的人材の育成 | | P0 |
| | 07 専門的知識や技能の取得支援 | | P0 |
| | 08 働く環境の整備 | | P0 |

一関市におけるひきこもり支援について

【ひきこもり支援施策の全体像】

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築



【現状と課題】

1 当市におけるひきこもり支援について

ひきこもり状態にあるご本人やそのご家族からの相談窓口は、健康づくり課及び健康推進室である旨を「一関市子ども・若者の育成・自立支援窓口一覧」(資料1)や市ホームページ等により周知している。

また、生活課題を担当する関係機関でもひきこもりケースの対応をそれぞれ行っており、関係機関相互に連携の必要がある場合は、個別にケース会議等を開催している。

【参考】健康づくり課及び各健康推進室でのひきこもり支援業務

- ◆ 相談窓口の設置・周知
 - ・ 保健師による相談対応
 - ・ 公認心理師による市民のひきこもり相談
 - ・ 「一関市子ども・若者の育成・自立支援窓口一覧」作成 (隔年: 令和7年度)
- ◆ 居場所づくり
 - ・ フリースペースひだまりの開設 (原則毎月第3月曜日)

会場：一関市総合福祉センター

運営方法：運営委員会（一関保健所、健康づくり課、当事者家族等）による運営

- ◆ 庁内関係課とのひきこもり支援に関する意見交換会の実施（令和6年度：2回）
 - ◆ 住民向け講演会・研修会の開催（平成23年度から年度ごとに1回程度開催）
 - ◆ 家族会等の民間団体との連携
 - ◆ 関係機関職員研修の実施及び参加
 - ◆ ケース会議
- 等

2 ひきこもり支援に係る課題

令和2年10月27日付け社援地発1027第1号「ひきこもり支援施策の推進について」により、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長から①ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営を原則令和3年度末までに実施するよう求められている。

しかし、本市においては、現在まで①、②は実施済みであるものの、③については、いまだ設置されておらず、全市的に施策を協議する場がないことが課題。

3 市町村プラットフォーム設置の必要性

ひきこもり状態にある方やそのご家族は、ひきこもりに至った原因や過程、ひきこもっている期間、抱えている生活課題などが様々である。そのため、必要となる支援も一人一人の状況により異なることから、プラットフォームを設置し、様々な分野の関係機関が連携してひきこもり支援に取り組む必要がある。

本市が抱えるひきこもりの問題や支援方針などを総合的に検討する場とするためにプラットフォームを設置し、行政や民間・社会資源との有機的な連携・協働により、ひきこもり支援の実効性を高めることが期待できる。

<厚生労働省が示す市町村プラットフォームについて>

ひきこもり支援に対し、さまざまな関係者（自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元の中小企業、ひきこもり当事者会・家族会等の関係機関）が集い課題の理解を深める場、地域の実情に応じた支援体制を協力的に構築する場等であり、地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのネットワークを作り、プラットフォームを設置すること。

また、市町村プラットフォームの運営に当たっては、既存の会議体（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等）において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。

4 ひきこもり支援に係る今後の対応について

既存会議体の一関市地域福祉計画推進会議を当市の市町村プラットフォームと位置付け、ひきこもり支援に係る計画立案や調整を担う。

【理由】

ひきこもり問題は、社会福祉法第4条第3項に定められている「地域生活課題」の一つであると考えられることから、社会福祉法第107条第1項第5号により一関市地域福祉計画の枠組みの中で議論されることが望ましいと考える。

【一関市における市町村プラットフォームの役割について】

(目的)

ひきこもり支援に関して、ひきこもり支援に係る行政機関、関係機関及び民間団体等が、相互かつ適時に情報共有を図るとともに、連携して支援にとり組む体制を構築し、当市のひきこもり対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- (1) ひきこもりの実態把握及び課題の共有
- (2) ひきこもり支援に関する事業への助言及びひきこもり支援体制の構築に関し意見を述べること
- (3) 関係機関相互の協力関係の構築
- (4) その他ひきこもり支援に関して必要な事項

一関市 子ども・若者の育成・自立支援窓口一覧

子どもや青少年の育ち方や成長、個性は、人それぞれ違いがあります。その違いなどから、傷ついたり、不安や悩みを感じたり、生きづらさを感じることはつきものです。子どもや若者の育成や自立に向けて、ご本人やそのご家族、あるいは支援に関わる人たちが相談や気軽にお話しできる場所があります。まずは、ひとりで抱え込まず、一度お話してみませんか？

内容別に色分けしています！

- 子どもや子育てに関する相談
- 不登校・いじめ、就学、進路などの教育相談
- 就労や自立に関する相談
- 青少年の悩みやひきこもりについて
- こころの健康や身体の障がいについて

- 障がいや生活困窮など福祉に関する相談
- 性や性指向のこと
- 外国語による相談
- 同じ悩みのあるご家族同士の交流・支え合い

①一関市こどもセンター

安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を提供するために、相談や各種教室、個別指導などを行っています。
※ 東部・北部健康推進室でも、子育てに関する相談や支援を行っています。連絡先は、裏面をお覧ください。

住所 一関市山目字前田13-1 一関保健センター1F

こども家庭課

| | |
|------|--|
| 対象者 | 妊産婦、こどもと保護者など |
| 支援内容 | 保健師、保育士、臨床心理士等専門スタッフが相談に応じ、適切な対応について助言や情報提供を行い、専門支援機関と連携して支援を行います。 |
| 対応方法 | 電話相談、来所相談(要予約)、メール相談、家庭訪問など 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 連絡先 | 【TEL】0191-21-2165 【Fax】0191-21-4656 【メール】 kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp |

こども家庭課 (家庭児童相談室)

| | |
|------|---|
| 対象者 | 概ね18歳未満の児童と保護者など |
| 支援内容 | こどもが健やかに育つようにこどもと家庭の問題について、こども家庭支援員が相談・指導を行います。 |
| 対応方法 | 電話相談、来所相談、家庭訪問 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-21-2173 【Fax】0191-21-4656 |

こども家庭課 (少年センター)

| | |
|------|--|
| 対象者 | 20歳未満の方と保護者など |
| 支援内容 | 少年センターは、街頭巡回活動、少年相談、環境浄化活動、広報啓発活動などをあわせて、少年非行の未然防止、問題少年の早期発見に努めるとともに、街頭における適切な指導助言を行います。 |
| 対応方法 | 少年相談は、電話・窓口・メールで受け付けます。 月～金曜日 10:00～17:00 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-21-2173 【Fax】0191-21-4656 【E-Mail】 kateijido@city.ichinoseki.iwate.jp |

こども家庭課 (一関市子育て世代包括支援センター)

| | |
|------|--|
| 対象者 | 妊産婦・乳幼児の保護者等 |
| 支援内容 | 保健師・助産師による相談・助言 子育て支援制度に関する各種手続や子育て支援情報の提供等を行います。 |
| 対応方法 | 電話相談、窓口相談 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-21-5409 【Fax】0191-21-4656 |

2 岩手県一関児童相談所

| | |
|------|--|
| 対象者 | 18歳未満の児童と保護者や関係する方など |
| 支援内容 | ・養育について ・非行について ・不登校について ・心身の発達について ・生活や行動、しつけについて |
| 相談方法 | 電話相談、来所相談 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く) |
| 住所 | 一関市竹山町5-28 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-21-0560 【Fax】0191-21-0561 |

3 学校教育課・教育研究所 「一関市子ども悩みごと相談電話」

| | |
|------|--|
| 対象者 | 児童、生徒、保護者、学校関係者 |
| 支援内容 | 児童・生徒が抱える悩みや問題、学校不応答、家庭での子育てについて教育相談員が、花泉支所・千蔵支所において電話相談、来所相談、学校訪問相談にて相談活動を行っています。 |
| 相談方法 | 電話相談、来所相談、学校訪問相談 月～金曜日 9:00～15:00 |
| 住所 | 一関市花泉町涌津字一ノ町29 花泉支所内 |
| 連絡先 | 【Tel】(花泉) 0191-36-3007 (千蔵) 0191-53-3982 |

4 岩手県立一関清明支援学校 「特別支援教育相談」

| | |
|------|--|
| 対象者 | 幼稚園、保育所、小中高等学校職員、保護者 |
| 支援内容 | ・家庭でのお子さんの育て方、かかり方について ・お子さんの様子で心配なこと ・お子さんの聞こえ、言葉に関すること ・就学や進路選択に関すること ・学習や生活に関すること ・0～5歳児のお子さんの「きこえ」「ことば」に心配のあるご家族の相談と支援(乳幼児教室) |
| 相談方法 | 電話相談、来校相談(要予約)、訪問相談 月～金曜日 9:00～16:30 |
| 住所 | (本校舎) 一関市赤荻字上田96-5 (山目校舎) 一関市山目字泥山下48-12 |
| 連絡先 | 【Tel】(本校舎) 0191-33-1600 (山目校舎) 0191-25-3210 |

5 岩手県立総合教育センター 「ふれあい電話・コスモスダイヤル」

| | |
|------|--|
| 対象者 | 児童・生徒、保護者 |
| 支援内容 | 【ふれあい電話】 ・不登校やいじめ、友だち関係などの学校生活に関すること ・家庭での養育、しつけに関すること 【コスモスダイヤル】 ・学習の遅れや発音、見え方、聞こえ方、行動面等、発達に関すること ・家庭での養育、しつけに関すること 【来所相談】 ・ふれあい電話、コスモスダイヤルに同じ |
| 相談方法 | 【ふれあい電話・コスモスダイヤル】 月～金曜日 9:00～17:00 【来所相談(面談)】(要予約) 平日 9:30～16:00 |
| 住所 | 花巻市北湯口第2地割82番1 |
| 連絡先 | 【ふれあい電話】 0198-27-2331 【コスモスダイヤル】 0198-27-2473 |

6 岩手県立生涯学習推進センター 「すこやか電話・メール相談」

| | |
|------|--|
| 対象者 | 子育てに関する相談ならどなたでも |
| 支援内容 | 育児、子育て、学校や進路などについての相談 |
| 相談方法 | 電話またはメールでの相談 月～金曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) |
| 住所 | 花巻市北湯口2-82-13 |
| 連絡先 | 【Tel】 0198-27-2134 【E-Mail】 kosodatem@pref.iwate.jp |

7 ハローワーク一関 (一関公共職業安定所)

| | |
|------|---|
| 対象者 | ・職業紹介部門 ……一般求職者 ・求人・専門援助部門 ……新規卒業者及び概ね既卒業者3年以内の者 |
| 支援内容 | 職業相談、職業紹介 |
| 相談方法 | 窓口相談 月～金曜日 8:30～17:15 |
| 住所 | 一関市山目字前田13-3 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-23-4135 【Fax】0191-26-3418 |

8 一関市ふるさとハローワーク

| | |
|------|-------------------------------------|
| 対象者 | ・職業紹介部門 ……一般求職者 |
| 支援内容 | 職業相談、職業紹介 |
| 相談方法 | 窓口相談 月～金曜日 9:30～17:00 |
| 住所 | 一関市千蔵町千蔵字北方174 千蔵支所内 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-53-2099 【Fax】0191-52-3461 |

9 ジョブカフェ一関

| | |
|------|---|
| 対象者 | 新卒者や一般求職者などの就労に関する相談を希望する方 |
| 支援内容 | キャリアカウンセラーによる個別就労相談 |
| 相談方法 | 就労相談、キャリア教育支援 月～金曜日 10:00～17:00 第1日曜日 10:00～16:00 |
| 住所 | 一関市大町4-29 なのはなプラザ4F |
| 連絡先 | 【Tel】0191-34-5970 【Fax】0191-34-5971 |

10 いちのせき 若者サポートステーション

| | |
|------|---|
| 対象者 | 15～49歳までの求職者、無業者 |
| 支援内容 | 相談をベースに個々に必要な支援プログラム(作業体験、各種セミナー、企業見学、職場体験、応募書類の準備等)を通じて、社会に一歩踏み出す力を引き出し、就職やその後の職場定着までを一人ひとりの気持ちに寄り添ってサポートしていきます。 |
| 相談方法 | 事前に電話で予約・問い合わせいただき、来所登録後に、相談を開始します。 月～金曜日 10:00～17:00 |
| 住所 | 一関市大町4-29 なのはなプラザ4F |
| 連絡先 | 【Tel】0191-48-4467 【Fax】0191-48-4468 【E-Mail】 ichisapo@yahoo.co.jp |

11 もりおか 若者サポートステーション

| | |
|------|--|
| 対象者 | 15～39歳の若者、40～49歳の就職氷河期の方で、就労や自立の支援を希望する方とその家族 |
| 支援内容 | 相談、就職支援、セミナー、体験活動など |
| 相談方法 | 面談・電話相談・メール相談など 月～土曜日 10:00～17:00(相談) (第2・4金は休み、土は開所) |
| 住所 | 盛岡市盛岡駅前通16-15 保科済生堂ビル3階 |
| 連絡先 | 【Tel】019-625-8460 【Fax】019-625-8461 【E-Mail】 mail@morisapo.jp |

12 一関広域障害者就業・生活支援センター メイフラワー

| | |
|------|--|
| 対象者 | 一関市及び平泉町にお住まいの方。障がいがあり一関企業での就職を希望する方です。すでに就職されている方。障がい者雇用をお考えの企業または雇用している企業の方。 |
| 支援内容 | 障がいの身障な地域において、就業面と生活面の一体的な支援を行う。就業に関する支援・日常生活・地域生活に関する助言・雇用管理についての事業に対する助言など |
| 相談方法 | 電話・メール相談、来所相談(事前連絡必要) 企業訪問相談 月～金曜日 8:30～17:30 |
| 住所 | 一関市狐禅寺字石ノ瀬62-3 |
| 連絡先 | 【Tel】0191-34-9100 【Fax】0191-34-9101 |

13 岩手県青少年活動交流センター「青少年なやみ相談室」

| | |
|------|--|
| 対象者 | 30代までの青少年及びその保護者等 |
| 支援内容 | 青少年のなやみ相談に応じ、傾聴し助言を行い、必要に応じて相談内容に適した支援機関等を紹介しています。 |
| 相談方法 | 電話相談、面接相談(要予約)、メール相談 月・木曜日 9:00~20:00 火・水・金・土・日曜日 9:00~16:00 |
| 住所 | 盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1 アイーナ6F |
| 連絡先 | 【TEL】019-606-1722【FAX】019-681-9078 【E-MAIL】nayami@aiana.jp |

14 健康づくり課、東部・北部健康推進室「ひきこもり相談」「こころの健康相談」

こころや身体の健康相談のほか、ひきこもりの状態にあるご本人やそのご家族からの相談を受けています。

- 保健師による相談(電話・面接・訪問相談など)
月～金曜日 8:30~17:15
- 公認心理師による市民のこころの相談(要予約)
- 公認心理師によるひきこもり相談(要予約)

健康づくり課 (一関・花巻地域)

連絡先 【住所】一関市山目字前田13-1 関保健センター内
【TEL】019-21-2160【FAX】019-21-4656

東部健康推進室 (千厩・室根・川崎・藤沢地域)

連絡先 【住所】一関市千厩町千厩字北方174 千厩支所内
【TEL】019-53-3952【FAX】019-51-1882

北部健康推進室 (大東・東山地域)

連絡先 【住所】一関市大東町大原字川内41-2 大東支所内
【TEL】019-72-4087【FAX】019-72-2222

15 岩手県ひきこもり支援センター(岩手県精神保健福祉センター)

| | |
|------|---|
| 対象者 | ひきこもりで悩んでいるご本人、ご家族等 |
| 支援内容 | ・電話あるいは来所での相談 ・医療・福祉等、諸機関との連携による支援 ・当事者グループ「小さな集まり」(火曜日13:30~15:00) |
| 相談方法 | 来所相談(要予約)、電話相談 月～金曜日 9:00~16:30 |
| 住所 | 盛岡市本町通3丁目19-1 岩手県福祉総合相談センター 4F |
| 連絡先 | 【TEL】019-629-9617 |

16 ひきこもり支援室「ゆきわり」((特)もりおかユースポート)

| | |
|------|---|
| 対象者 | 不登校、ひきこもり当事者及びその家族 |
| 支援内容 | 【当事者支援】 ・フリースペース「つながり広場ゆきわり」 月～金曜日および第2・4土曜 10:00~17:00 ・若者の懇談会(スモール・タウン・トーク) 第1土曜 10:30~12:00 第4土曜 14:00~16:00 ・訪問支援、個別相談(要予約) 【ご家族支援】家族教室、個別相談、訪問支援(面接相談、訪問相談は要予約)ほか、支援者研修など |
| 相談方法 | 面接相談、訪問相談、家族相談会、研修会(来所相談は要予約) 月～金曜日および第2・4土曜 10:00~17:00 |
| 住所 | 盛岡市盛岡駅前北通4-16 高田ビル4階 |
| 連絡先 | 【TEL】019-681-3021 【Email】mail@yukiwari.jp |

17 ポランの広場 ((特)岩手県青少年自立支援センター)

| | |
|------|--|
| 対象者 | 不登校、ひきこもりの親子、若者 |
| 支援内容 | ・不登校・ひきこもりの相談 ・若者の居場所(火・金・土12:00~16:00) ・親の会(定例会 月2回) |
| 相談方法 | できるだけ来所相談(要予約)をすすめます。 火・木・土曜日 10:00~16:00 ※ 胆江地区父母会・あゆみ会でも相談を受け付けています。電話:0197-23-8258岩淵まで。 |
| 利用料 | ・相談料(初回のみ2,000円) ・若者の居場所「ポランの広場」1,000円/月 |
| 住所 | 盛岡市松尾町19-8 |
| 連絡先 | 【TEL】019-605-8632【FAX】019-605-8632 【HP】http://www.porannohiroba.net/ |

18 岩手県一関保健所「ひきこもり相談」「こころの健康相談」

| | |
|------|---|
| 支援内容 | こころや身体の健康に関する相談(うつ病、ひきこもり、アルコール問題、精神不安、心身の健康など) |
| 相談方法 | 保健師等による電話相談、来所相談、家庭訪問のほか、以下の相談・支援を行っています。 ・フリースペースひだまり ・ひきこもり個別相談 ・こころの健康相談(精神保健福祉相談) |
| 住所 | 一関市竹山町7-5 |
| 連絡先 | 【TEL】0191-26-1415【FAX】0191-26-3565 |

フリースペースひだまり

| | |
|------|--|
| 対象者 | ひきこもりの本人やそのご家族 |
| 支援内容 | ・ひきこもりのご本人が集まり他者との交流を図る ・ひきこもりに関する問題を抱えた家族の相談・交流及び懇談を通じて家族を支援する |
| 利用方法 | 初めて参加を希望する場合は、事前に一関保健所までお問い合わせください。 原則第1月曜日(祝祭日を除く)13:30~16:00 |
| 会場 | 一関勤労青少年ホーム(住所:一関市田村町3-20) |
| 参加費 | お茶代として、1回50円 |

ひきこもり個別相談

| | |
|------|---|
| 対象者 | 社会的ひきこもりの本人及びその家族等 |
| 支援内容 | 専門の相談員による個別相談(要予約) |
| 相談方法 | 相談を希望する場合は、事前予約が必要です。 原則毎月第1月曜日 9:20~12:00 |
| 会場 | 岩手県一関保健所 |

こころの健康相談(精神保健福祉相談)

| | |
|------|--|
| 対象者 | こころの健康に関する相談を希望する方。 ・眠れない、イライラする、何もやる気がしない ・お酒がやめられない ・ひきこもっている など |
| 支援内容 | 精神科医による個別相談(要予約) |
| 相談方法 | 相談を希望する場合は、事前予約が必要です。 原則毎月第1木曜日 13:30~15:30 |
| 会場 | 【偶数月】岩手県一関保健所 【奇数月】旧千厩合同庁舎 |

19 一関市国際交流協会「外国語による相談」

| | |
|------|---|
| 対象者 | 外国人の皆さんや受け入れ企業の方及びご家族や知人からの相談にも対応。 |
| 支援内容 | 相談内容により関連する機関や団体と連携し、問題解決を図ります。 |
| 相談方法 | 窓口・電話・FAX・メール等で受付。必要に応じて翻訳の機械「ボイストラ」を使ったり、通訳者を依頼する等に対応。 木曜日及び祝祭日を除く 9:00~18:00 【対応言語】日本語・英語 |
| 住所 | 一関市大町4-29 なのはなプラザ4F |
| 連絡先 | 【TEL】0191-34-4711【FAX】0191-34-4712 【E-MAIL】i-int@snow.ocn.ne.jp |

20 いわて外国人県民相談・支援センター「外国語による相談」

| | |
|------|---|
| 対象者 | どなたでも相談可能です。 |
| 支援内容 | 外国人や外国人と関わりのある日本人の方からなど、広く相談を受け付けています。 |
| 相談方法 | 来館、電話、メール、We chat(中国語対応)で対応しています。 日～土曜日(毎日) 9:00~20:00 【対応言語】日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語 ※各言語の対応可能日時については、お問い合わせください。 |
| 住所 | 盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1 アイーナ5F 国際交流センター内 |
| 連絡先 | 【TEL】019-654-8900【FAX】019-654-8922 |

21 岩手県男女共同参画センター「LGBT相談」

| | |
|------|--|
| 対象者 | 性指向や性別の違和感などで悩んでいる方、ご家族、パートナー、支援者 |
| 支援内容 | 相談事例に合わせて、個別対応を行っています。 |
| 相談方法 | 電話・面接による相談(面接相談は要予約) 火・金曜日 16:00~20:00 (祝日こあたる場合は休み) |
| 住所 | 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ6F |
| 連絡先 | 【TEL】019-601-6891 |

22 一関市福祉事務所(福祉課、支所市民福祉課)

| | |
|------|--|
| 対象者 | 病気や事故、その他の理由で生活に困難している方やその家族 ※ 各支所市民福祉課でも、相談を受けています。 |
| 支援内容 | 生活保護に関する相談、申請受付(申請後、調査に基づき生活保護受給の可否を決定します) 月～金曜日 8:30~17:15 |
| 住所 | (福祉課)一関市竹山町7-2 一関市役所内 |
| 連絡先 | 【TEL】0191-21-8353【FAX】0191-21-4150 |

23 暮らしサポートセンター いちのせき

| | |
|------|--|
| 対象者 | 仕事や生活に困り、生活保護を受給していない方 |
| 支援内容 | 仕事や借金など生活に困りの方の相談をお聞きし、共に考えながら、自立と課題解決に向けたお手伝いをします。 |
| 相談方法 | 電話相談、メール相談、面談、訪問 月～金曜日 8:30~17:00 (土日祝・年末年始は除く) |
| 住所 | 一関市内1-36 一関市総合福祉センター内 |
| 連絡先 | 【TEL】0191-23-6020【FAX】0191-23-6024 【E-MAIL】konkyu@ichinoseki-shakyo.com |

24 一関障害者生活支援プラザ(一関市社会福祉協議会)

| | |
|------|--|
| 対象者 | 障がい者・障がい児または発達に心配のあるお子様、難病のある方やご家族の方(手帳の有無は問いません。) |
| 支援内容 | ・障がいに関する相談 ・地域の利用者の日常生活全般に関する相談 ・障がい福祉サービス利用に係る調整、計画作成等 |
| 相談方法 | 来所相談、訪問相談、電話相談、メール相談、FAXによる相談 月～金曜日 9:00~17:00 (土日祝・年末年始は除く) |
| 住所 | 一関市内1-36 一関市総合福祉センター内 |
| 連絡先 | 【TEL】0191-31-3533【FAX】0191-31-3534 【E-MAIL】i-plazachi3533@ichinoseki-shakyo.com |

25 岩手県発達障がい者支援センター

| | |
|------|------------------------------------|
| 対象者 | 県内在住の発達障がいのある方とそのご家族、支援者 |
| 支援内容 | 地域の支援機関と連携し、生活や就労に関する相談を行います。 |
| 相談方法 | 電話相談、来所相談(要予約) 月～金曜日 9:00~17:00 |
| 住所 | 紫波郡矢野町医大通2丁目1番3号 |
| 連絡先 | 【TEL】019-601-3203【FAX】019-601-3208 |

26 家族会など

保護者やご家族同士の交流の場です。同じ悩みを持つ家族だからこそ分かちあいが、本人への良い支援を見つける糸口にもなりません。まずは、電話等でお問い合わせください。

カナリアの会 (不登校を考える親の会・一関)

| | |
|------|---|
| 活動内容 | 開催日時: 偶数月第2日曜日 13:30~16:30 開催場所: フリースクール虹の学園 (旧花巻小学校・花巻宇天玉沢沖0) 参加費: 300円 内容: サロン形式による相談・情報交換など |
| 連絡先 | 【TEL】080-5560-6439(飲み) |

「寄ってけ場」(精神障がい者家族会によるサロン)

| | |
|------|--|
| 活動内容 | ・開催日: 毎月第3水曜 10:00~12:00 ・参加費: 無料 ・場所: 県立南光病院 集団療法室2 ・内容: 入院患者の面会や通院で来院された方などに気軽に寄っていただけるサロン。お茶を飲みながらスタッフ(家族会員)が相談や情報交換を行います。 |
| 連絡先 | 【TEL】0191-23-3655 南光病院医療福祉相談室 |

＜お問い合わせ＞
一関市健康子ども部 健康づくり課
〒021-0026 一関市山目字前田1-13
0191-21-2160

第3期一関市地域福祉計画策定方針（案）

1 策定の趣旨

令和2年度に策定した一関市地域福祉計画が令和7年度をもって計画期間が終了することから、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、第3期一関市地域福祉計画を策定するもの。

2 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法に基づき策定するものであり、「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画としての性格を持つものである。

また、本計画は次の個別計画に共通する理念や考え方を明らかにし、横断的・体系的に推進するための計画である。

【関連する個別計画】

- ・一関市高齢者福祉計画
- ・一関市障がい者福祉計画
- ・一関市障がい福祉計画
- ・一関市障がい児福祉計画
- ・一関市成年後見制度利用促進計画
- ・一関市こども計画
- ・健康いちのせき21計画
- ・一関市再犯防止推進計画
- ・介護保険事業計画（一関地区広域行政組合策定）

4 施策の方向性

現在策定中の一関市総合計画との関連性を持たせ、第2期一関市地域福祉計画の方向性を基本としつつ、「地域社会において安心して日常生活を送るために必要な寄り添った支援、身近な相談窓口の充実」の視点を盛り込む。

5 策定体制

市民と行政の協働による計画策定を目指し、次の体制で進める。

- (1) 一関市地域福祉計画推進会議（委員20人）

地域福祉計画策定に関する事項について、委員からの意見提言をいただく。

- (2) 一関市地域福祉計画策定庁内会議（市役所内職員20人）

地域福祉計画に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織。

(3) 事務局会議（市：長寿社会課、市社協：地域福祉課）

一関市地域福祉計画（市策定）と一関市地域福祉活動計画（市社協策定）との整合性、関連性についての調整する会議。

6 策定スケジュール

| 時期 | 推進会議 | 庁内会議 | 調査 | 懇談会等 | 意見徴収 |
|-----|---------------------|----------|-----------------|---------------------------|----------------|
| 6月 | ・情報共有 ・方針や進め方 | | | | |
| 7月 | | ・骨子検討 | ・行政区長 アンケート | ・高校生ワーク ショップ ・法人懇談会 | |
| 9月 | ・骨子について | | ・地域協働体 アンケート | | |
| 10月 | | ・一次案について | | | |
| 11月 | ・一次案について | | | | |
| 12月 | | ・最終案について | | | |
| 1月 | ・最終案について | | | | |
| 2月 | | ・完成版について | | | ・パブリック コメント |
| 3月 | ・完成版について | | | | |
| 随時 | ・事務局会議（社会福祉協議会とともに） | | | | |

令和7年度第1回一関市地域福祉計画推進会議（6/24開催）開催概要

- 1 日 時 令和7年6月24日（火）午後1時半～3時半
- 2 場 所 一関市総合福祉センター
- 3 出 席 委員10人/20人
- 4 委員から出された意見など（地域の課題等）
グループワーク（委員10人、社協職員2名、市役所職員5名）
 - ア 民生委員が働きやすい環境づくりが必要ではないか、民生委員へ情報を「伝える」。個人情報保護の観点もあるが、地域で共有できなくても、地域の支援者である民生委員へ情報を伝えることは大事ではないか。
 - イ 支援する側へ情報が伝わるような対応を考えてほしい。（社会福祉協議会、保健推進員等）
 - ウ ひきこもりへの支援について、家族でも会話がないうちもあるがどのように支援していけばよいか。「ひきこもり」の問題があつたりして、イメージが怖いと感じてしまうのではないか。
 - エ 高齢化とひきこもりの問題が地域にある。近所との交流がなく、家族だけで悩む傾向がある。他の方に知られたくない部分もあり、残される家族が心配な状態。相談するところがないのではないか。
 - オ 孤独死が増えている。一人暮らしが増え、「孤立」が多い。
 - カ デマンドタクシーの活用がうまくいっていない。ライフスタイルの違いかもしれないが、うまく活用がされていない。
 - キ 地域行事の継続には交通手段の確保が必要。
 - ク 自治会活動は声かけをこまめに行い、参加しやすい雰囲気づくりを行う。根気よくあきらめないで声かけを行い、参加者が増えるきっかけになり、情報共有の場となっている。
 - ケ 隣・近所を気にかけて、みんなで「気にかける」意識が必要。
 - コ 「ふれあいサロン」に対する認知度が低い。事業等要綱説明してほしい。
※ふれあいサロンは、高齢者の閉じこもり予防や生きがいづくりを目的に、身近な公民館や集会所などに気軽に集まり楽しく過ごす場であり、社会福祉協議会の事業。
 - サ 役員が偏り、仕事をしながらやってくれているケースが多い。
 - シ 前は行政区長等個人情報を持っているが、個人情報保護法の関係で難しい。緊急があれば、交番に駆け込む。緊急時等、どこに連絡するかわからない状況。

ス 室根地区ではまちづくり協議会と自治会で各家毎に「緊急連絡カード」に家族や連絡先を書き、電話機の周辺につるしておくことを申し合わせており、情報を取得しやすいようになっている。

(※社会福祉協議会が民生委員へ依頼しているもので、支援が必要と思われるおおむね高齢者世帯、高齢者単身世帯に渡し、情報は本人、民生委員、社協、市役所で共有。毎年10月に見直しを行っているもの。)

ソ 地域での担い手不足。高齢者・障害者施設の職員不足があり、確保が問題。

タ 地域の協力隊を呼び込み。移住者支援に力をいれてはどうか。

チ ひきこもりも含め、問題が複雑化している。

ツ サービスの複合化も必要ではないか。

(まとめ)

- 支援者に情報が集まるような体制づくり (情報共有)
- 孤独・孤立対策の推進 (ひきこもりの家族等への支援等)
- つながり支えあいを大切にする仕組みづくり
- 誰でも相談しやすい体制づくり (断らない相談窓口)
- 日常・緊急時等に備える体制づくり
- 高齢者等の移動支援
- 地域福祉を推進する人材の育成